

熊本大学  
大学院人文社会科学研究所  
における組織評価  
自己評価書

平成 30 年 9 月 30 日  
9. 大学院人文社会科学研究所



## 目次

I 熊本大学大学院人文社会科学研究所の現況及び特徴 .....	2
III 研究の領域に関する自己評価書 .....	3
1. 研究の目的と特徴 .....	4
2. 優れた点及び改善を要する点 .....	5
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	5
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	28
IV 社会貢献の領域に関する自己評価書 .....	30
1. 社会貢献の目的と特徴 .....	31
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	32
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	32
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	54
V 国際化の領域に関する自己評価書 .....	55
1. 国際化の目的と特徴 .....	56
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	57
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	57
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	69
VI 管理運営に関する自己評価書 .....	70
1. 管理運営の目的と特徴 .....	71
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	72
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	72
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	89
VII 男女共同参画の領域に関する自己評価書 .....	91
1. 男女共同参画の目的と特徴 .....	92
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	92
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	93
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	96

## I 熊本大学大学院人文社会科学研究所の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 学部等名：熊本大学大学院人文社会科学研究所
- (2) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）  
：専任教員数（現員数）：134 人、助手数（1 人）

### 2 特徴

国立大学の存在意義を明らかにした「ミッションの再定義」、政府の方針としての「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（平成 25 年 6 月）や「国立大学改革プラン」（平成 25 年 11 月）などに基づいた「大学改革」が、現在進められているところであるが、本学は、急速に進む「グローバル化」や「少子高齢化」を始め、社会的変化の激しい今後の 21 世紀社会においても、本学の個性と強みを生かし、知を探求、継承、蓄積、発信する「創造する森」として、基礎から応用までさまざまな課題の解決に果敢に「挑戦する炎」となっており、地域創造や世界の人びとの幸せ実現に貢献する“研究拠点大学”を目指す責務がある。

このような中、急激に変化する時代に的確に対応していくためには、従来の部局組織の枠にとらわれない柔軟性を持った組織体制が必要であり、このため、全学的に教員組織を教育プログラムから分離することとし、平成 22 年 1 月に組織された生命科学研究部及び平成 28 年 4 月に組織された先端科学研究部に引き続き人文社会科学研究所を設置するものである。

人文社会科学研究所は大きく 2 つの系、文学系及び法学系に分かれる。文学系研究部は 6 つの分野（哲学、歴史学、文学、言語・情報学、心理学、社会・人類学）、法学系研究部は 3 つの分野（法学、公共政策学、交渉紛争解決学）で構成され、国内外で研究活動を積極的に展開している。

### 3 組織の目的

研究所が新たに設置されることで、生命科学系、自然科学系及び人文社会科学系分野を軸とした教員組織が整備され、若年人口の急激な減少や社会のグローバル化を見据え、また、大学教育の質の確保の観点から教育プログラムを機動的かつ柔軟に見直すことが可能となる。

また、各研究部内にとどまらず、各研究部間においてもこれまでの学問分野にとらわれることなく、時代の要請に応えた研究課題への取組や学際・融合研究が進展することが期待され、“研究拠点大学”としての機能強化への寄与も期待できる。

人文社会科学研究所内においては、活力ある地域社会の発展に寄与するとともに、国際的な文化・学術の発信力を高める人文社会科学の研究拠点の創成を目指し、人文系、社会科学系及び法曹養成系教員の研究資源の連携を強化することで、国際レベルの研究を推進する。特に人文系における心理学、倫理学、歴史学・考古学、社会学、文化人類学などの分野で、海外の大学との連携を強化することで文化の発信力を高め、従来の受容型から発信型へと文化研究を転換させる。また人文系、法学系、政策系の研究資源を集約・融合して紛争解決学の分野の充実を図り、地域社会との連携や海外の大学との連携を強化し、国際水準の研究の基盤を作るとともに、社会からの要請に応える応用的かつ実践的な研究の発展を目指す。人文社会系のこれら柱となる分野を強化することで、人文系諸分野がもつ国際レベルの研究を一層高め、研究の強化だけでなく、地域に貢献し、グローバルに活躍する人材育成もさらに進展する効果をもたらすものと期待される。

### Ⅲ 研究の領域に関する自己評価書

## 1. 研究の目的と特徴

### 《文学系》

本研究部（文学系）は、平成 29 年度に、文学部（永青文庫研究センターを除く）、大学院社会文化科学研究科の文学系領域が統合する形で設立された人社系研究組織である。本研究部は、活力ある地域社会の発展に寄与するとともに、国際的な文化・学術の発信力を高める人文社会科学の研究拠点の創成を目指し、人文系、社会科学系の研究資源の連携を強化することで、国際レベルの研究を推進する。特に人文系における心理学、倫理学、歴史学・考古学、社会学、文化人類学などの分野で、海外の大学との連携を強化することで文化の発信力を高め、従来受容型から発信型へと文化研究を転換させる。人文社会系のこれら柱となる分野を強化することで、人文系諸分野がもつ国際レベルの研究を一層高め、研究の強化だけでなく、地域に貢献し、グローバルに活躍する人材育成のさらなる進展を目指す。

なお本研究部は、平成 29 年度に既存の組織を改変してできた組織のため、今回の組織評価の「質の向上度の分析及び判定」を記述するにあたり直接比較対照できる組織がない。しかし、本研究部は、その成り立ちから文学部教員を主体とし、また教員数もほぼ同数のため（本研究部 66 名、文学部約 60 名）、文学部の第 2 期末のデータと比較した。ただし、文学部の第 2 期末のデータには、（平成 29 年度全学センター化した）永青文庫研究センターの業績が含まれている。

#### [想定する関係者とその期待]

関係領域の学会、地域社会、国際社会を主要な関係者として想定し、研究部の研究活動及び研究成果を通して、教育面、学術面、地域及び社会の課題解決の面で、また地域文化の継承及び発展のために、相互の連携を通して貢献するよう期待されている。

### 《法学系》

本研究部（法学系）は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するとともに、各専門分野における研究成果の公表やその成果の還元を通じて、地域社会に限らず我が国の社会全体の、さらには国際社会において発生する種々の課題や問題の解決に寄与するような研究の推進を目的としている。研究活動を推進するため、研究部（法学系）所属教員を主要な会員とする「熊本大学法学会」を設置し、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている。

研究部（法学系）では、各教員の専門分野における研究活動や学会活動のほかに、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と研究部（法学系）教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動、③研究部（法学系）教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行っている。さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、研究部全体としてまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。これらの特徴を有する活動を今後も継続していくことにより、研究部（法学系）が取組む共同研究においてはより一層の組織的拡大強化、国際化並びに学際化の推進のための制度整備、さらに社会貢献・地域貢献の観点から、地方自治体や地域社会の法曹実務家や政策実務家とのさらなる研究連携に取り組み、研究活動の改善・向上を図っている。

#### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本研究部（法学系）は、学部・大学院の在籍生、卒業・

修了生、卒業・修了生の進路先（民間企業、公的機関及び大学院）、地方団体、地域社会及び国際社会を想定する関係者とし、本研究部（法学系）の研究成果が関係者の課題解決に貢献するという期待を受けている。

## 2. 優れた点及び改善を要する点

### 《文学系》

#### 【優れた点】

1. 本研究部は各研究領域の特質を反映し、豊かな多様性を示している。実験・臨床心理学および倫理学に関する国際的に評価の高い先進的研究、学界をリードする歴史学ならびに考古学研究、社会正義と環境問題に関する社会学的研究、グローバルに展開する文化人類学研究、熊本および旧制五高と結びつきの深い漱石、ハーンを軸とした国際的比較文学研究から、水俣をはじめとする地域に密着した研究、日本文化に関する国際的研究や情報社会に対応した実践研究までダイナミックな研究活動が行われている。それらの研究は、現代社会の問題解決や地域社会貢献に資する方向性を有しており、先進的学術研究と地域との連携・還元を使命とする地方大学の理想的なあり方として高く評価できる。
2. 教員の研究活動に関しては、研究業績全般、外部資金の獲得状況、学内研究助成金の獲得状況、学部内研究推進助成の活用状況、いずれにおいても高い水準にあり、研究部教員の研究活動は極めて活発である。
3. 研究部の研究成果の状況は極めて良好である。教員による研究（論文・著書・翻訳・教科書・啓蒙書）の総数は278件で、それらのうちSSとSの水準にあるすぐれた業績は17本（年平均8.5本）にのぼる。それは教員数66名のほぼ25%に相当する。

#### 【改善を要する点】

研究活動および研究成果において特段改善を要する点はないが、強いて言えば、研究成果のSSとSに関する業績数が分野においていくらか偏りが見られる点に改善の余地がある。これは分野の専門性とも関わる問題であり、単純には比較できないが、全体としてよりよいバランスを目指すことで、研究部全体として研究の質を上げていきたい。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

教員の研究活動を支援するための方策が施されており、主体的な問題意識に基づき研究成果を着実に発表している。熊本地震にかかわる問題など地域の抱える課題についての研究活動を組織的に取り組み、その成果をあげている。

#### 【改善を要する点】

研究部発足が平成29年度であることから、予算編成を含めて組織としての統一的取り組みが発展途上にあり、研究に関する組織と運営のシステム構築に引き続き取り組む必要がある。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 研究活動の状況

観点 研究活動の状況

### 《文学系》

（観点到る状況）

今回の組織評価における大学院人文社会科学研究所（文学系）全教員（66名）による業績総数は論文102本、著書42冊など、総計278件にのぼり（資料B1-1-1-1）、活発な状況にある。学会や研究会における研究成果の公表も、国際学会・シンポジウム・研究会にお

いて計 46 件、国内学会・シンポジウム・研究会において計 110 件の計 156 件と活発で、公表の義務とともに学会への貢献が十分に果たされている（資料 B 1-1-1-2）。また、学会や研究会の主催が計 29 件（資料 B1-1-1-3）、フォーラムや種々の公開講座開催が計 7 件にのぼり、学会及び地域社会への研究上の貢献を果たしている（資料 B1-1-1-4）。

また研究助成金の獲得は、①外部助成金 147 件/約 2 億 1,700 万円（資料 B1-1-2-5）、科学研究費補助金 135 件/約 1 億 9,300 万円（資料 B1-1-2-1）、受託・共同研究 4 件/約 1,900 万円（資料 B1-1-2-2）、寄付金 8 件/約 4,800 万円（資料 B1-1-2-3）、②学内助成金 4 件/約 530 万円で、その総計は約 2 億 2,200 万円にのぼる（資料 B1-1-2-5）。この数値は研究部の研究活動の指標であり、また外部からの評価の高さを裏付けるものである。

当期間における当研究部の研究助成制度（「学術研究推進経費」「国際学会発表助成」「海外研究助成」「サバティカル研修制度」）の利用件数は計 19 件と活発で（資料 B1-1-3-1）、「国際学会発表助成」は海外での研究発表を促す要因ともなっている。

#### 資料 B1-1-1-1：研究部教員による研究業績

	平成 28 年度	平成 29 年度	計
論文	39	63	102
著書	19	23	42
翻訳	5	1	6
教科書・啓発書	10	8	18
新聞・雑誌投稿	40	59	99
その他（研究ノート・辞書・報告書、他）	3	8	11
計	116	162	278

（参考）第 2 期 H26 年度・27 年度合計数：論文（109 件）、著書（57 冊）、業績総数（246 件）

（出典：人文社会科学研究所（文学系）収集資料を基に作成）

#### 資料 B1-1-1-2：学会・シンポジウム・研究会発表

	平成 28 年度	平成 29 年度	計
国際学会・シンポジウム・研究会	18	28	46
国内学会・シンポジウム・研究会	58	52	110
計	76	80	156

（参考）第 2 期 H26・27 年度合計数：国際学会発表 40 件、国内学会発表 97 件、総数 137 件

（出典：人文社会科学研究所（文学系）収集資料を基に作成）

#### 資料 B1-1-1-3：研究部教員主催の学会及び研究会

	28 年度	29 年度	計
国際学会・研究会	1	0	1
国内学会・研究会	15	13	28
計	16	13	29

（出典：人文社会科学研究所（文学系）収集資料を基に作成）



資料 B1-1-1-4：フォーラム・公開講座等の開催数

	28年度	29年度	計
フォーラム	2	2	4
市民講座			
公開講座	2	1	3
計	4	3	7

(出典：人文社会科学部（文学系）収集資料を基に作成)

資料 B1-1-2-1：科学研究費採択の状況（種類、名称、期間、件数等）

(単位：千円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
基盤研究（S）	1	29,600	2	11,200	3	40,800
基盤研究（A）	11	28,050	9	25,470	20	53,520
基盤研究（B）	23	14,063	23	16,430	46	30,493
基盤研究（C）	22	21,190	26	18,895	48	40,085
若手研究（A）					0	0
若手研究（B）	5	3,200	4	2,700	9	5,900
挑戦的萌芽研究	3	2,700	1	3,000	4	5,700
国際基金（共同）	2	13,600			2	13,600
研究活動スタート			1	800	1	800
特別研究員奨励費					0	0
研究成果公開促進費（学術図書）					0	0
新学術領域研究（研究領域提案型）	1	1,400	1	1,000	2	2,400
計	68	113,803	67	79,495	137	193,298

(参考)平成 26 年度 40 件、平成 27 年度 51 件、第 2 期年平均 5,500 万円

(出典：人文社会学系事務課資料を基に作成)

資料 B1-1-2-2：受託研究の実施状況（相手先、名称、期間、件数等）

＜平成28年度＞ （単位：千円）

受託/共同	研究課題	委託者	直接経費	間接経費	計
受託	津森神宮お法使祭調査研究委託業務	お法使屋会	521	0	521
受託	水俣病資料館資料整理等に係る業務	水俣市	8,980	0	8,980

＜平成29年度＞ （単位：千円）

受託/共同	研究課題	委託者	直接経費	間接経費	計
受託	水俣病資料館資料整理等に係る業務	水俣市	9,338	0	9,338
受託	中小企業において容易に導入可能な事業継続計画書（BCP）マネジメント・システムの開発	国立研究開発法人科学技術振興機構	270	81	351

合計 19,190

（出典：人文社会学系事務課資料を基に作成）

資料 B1-1-2-3：寄附金受入状況（目的、件数）

年度	寄附目的	助成金等	寄附額（千円）
28	教育研究助成のため		500
28	研究助成のため	一般社団法人社会調査協会	270
28	研究助成のため	公益社団法人東京地学協会	1000
28	研究助成のため	公益財団法人 大下財団	1000
	平成 28 年度 計		2,770
29	教育研究助成のため		500
29	研究助成のため	公益財団法人 カメイ社会教育振興財団	100
29	研究助成のため	（公財）平和中島財団	1497
29	研究助成のため	一般社団法人熊本県ペストコントロール協会	30
	平成 29 年度 計		2,127
	28 年度～29 年度 総計		4,897

（出典：人文社会学系事務課資料を基に作成）

資料 B1-1-2-4：拠点形成研究の採択状況（種類、名称、期間、件数等）

領域	プロジェクト名	役割	所属	配分額	総計
人文・社会科学	心の可塑性研究ユニット	拠点リーダー	文学部	28 年度 200 万	200 万

（出典：人文社会学系事務課資料を基に作成）

資料 B1-1-2-5：外部資金・学内資金獲得件数及び金額

	28年度	29年度	計（千円）
科研費（各種）	68	67	135（193,298）
受託研究	2	2	4（19,190）
共同研究			
寄附金	4	4	8（4,897）
<b>小計（外部）</b>	<b>74</b>	<b>73</b>	<b>147（217,385）</b>
拠点形成 A			
拠点形成 B	1		1（2,000）
学術出版助成		2	2（2,084）
国際共同 SU 支援			
科研費インセンティブ			
若手支援インセンティブ	1		1（1,250）
<b>小計（学内）</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>4（5,334）</b>
<b>総計</b>	<b>76</b>	<b>74</b>	<b>151（222,719）</b> <b>（年平均：1億1,100万円）</b>

（参考）平成 26 年度 53 件、平成 27 年度 59 件、第 2 期年平均約 8,500 万円

（出典：人文社会学系事務課資料を基に作成）

資料 B1-1-3-1：学部内研究助成制度の活用状況（件数）

	28年度	29年度	計
学術研究推進経費	5	4	9
国際学会発表助成	2	4	6
海外研究助成	0	0	0
サバティカル	1	3	4
計	8	11	19

（参考）第 2 期 H26・27 年度総計 25 件

（出典：人文社会学系事務課資料を基に作成）

（中期計画番号 8）

（水準）

期待される水準を上回る。

（判断理由）

教員の研究活動全般、外部資金の獲得状況、学内研究助成金の獲得状況、学部内研究推進助成の活用状況、いずれにおいても極めて高い数値を示しており、研究部教員の研究活動は極めて活発であり、期待される水準を上回ると判断する。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

大学院人文社会科学研究所(法学系)は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するために「熊本大学法学会」を設置し(資料 B-1-1-1-1)、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている(資料 B-1-1-1-2)。また、熊本大学法学会が発行する学術雑誌『熊本法学』、法曹養成研究科紀要である『熊本ロージャーナル』、社会文化科学研究科紀要である『熊本大学社会文化研究』は査読制を採用し、投稿規定も整備するなど質の向上が図られてきた(資料 B-1-1-1-3)。

予算編成と執行の統一が平成 31 年度から開始されるため、研究部(法学系)全体としての評価はできないが、法学部では、各教員の専門分野における研究活動や学会活動(資料 B-1-1-1-4)をより一層推進するために学部長裁量経費を設け、法学部研究活動推進委員会における審議に基づいて申請経費を支給してきた。平成 26 年度からは、学部長裁量経費を組み込んだ「特別研究費枠」を創設し、①研究計画と経費の整合性、②若手教員の支援、③過年度の研究費配分、④研究成果・実績、⑤科研費など外部研究費申請状況を考慮した学部個人研究費の配分方式に改定するなど(資料 B-1-1-1-7-①)、実質的で効果的な研究支援活動を行っている。

教員の個人研究活動のほかに、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と法学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動(資料 B-1-1-1-5)、③研究部教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行ってきた。特に平成 28 年熊本地震を受け、①と③を総合的に位置づけ、新設の研究部(法学系)研究活動企画委員会のもとで「熊本地震と法・政策」研究会を立ち上げ、自治体関係者やマスコミ関係者などからの参加も得て精力的な研究活動を展開した(資料 B-1-1-1-6)。

さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、全体としてまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。

### 資料 B-1-1-1-1 熊本大学法学会会員数

所属教育部	人数
法学部	32 名
法曹養成研究科	13 名
社会文化科学研究科	5 名
合計	50 名

(出典：法学部研究事務室資料)

### 資料 B-1-1-1-2 熊本大学法学会会則

(名称) 第 1 条 本会は、熊本大学法学会と称する。
(所在) 第 2 条 本会の事務所は、熊本大学法学部内におく。
(目的) 第 3 条 本会は、法、政治、経済および政策等に関する理論ならびに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連絡して斯学の発展と普及に寄与することを目的とする。
(事業) 第 4 条 本会は、次の事業を行う。 (1) 学術雑誌『熊本法学』の発行 (2) 学術雑誌『人文社会論集』の発行 (3) 叢書の刊行 (4) 研究会および講演会の開催

- (5) その他本会において相当と認めた事業
- 2 学術雑誌『熊本法学』および『人文社会論集』の投稿規定は別にこれを定める。
- (会員)
- 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 一般会員  
大学院人文社会科学研究所(法学系)の専任教員(実務家教員は任意加入とする)
- (2) 学生会員  
本学法学部の学生
- (3) 特別会員  
本学法学部の旧専任教員、法学部教授会に所属した大学院社会文化科学研究科及び学内各研究センターの旧専任教員、本学法学部および法文学部法学科を卒業した者ならびに本学大学院法学研究科を修了した者
- (4) 助会員  
本会の趣旨に賛同する者
- (役員)
- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会長  
本学法学部長をもって充てる。
- (2) 評議員  
会則第5条第1号の一般会員をもって充てる。
- (機関)
- 第7条 本会に、次の機関を置く。
- (1) 会長  
本会を代表し、評議員会を主宰する。
- (2) 評議員会  
評議員によって構成し、会則の改正、会費の決定、予算の決定および決算の承認を行う。
- (3) 編集委員会  
評議員の中から1名の編集委員長、2名の編集委員を選出し、学術雑誌『熊本法学』および『人文社会論集』の編集および発行に係る業務を行う。
- (4) 監事  
会計を監査する。
- (議事)
- 第8条 評議員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。
- (会計)
- 第9条 編集委員会は、評議員会に、予算案を提示し、決算の報告を行う。
- (任期)
- 第10条 編集委員会および監事の任期は1年とする。
- (会費)
- 第11条 会員は、下記の会費を納めることを要する。
- 一般会員 年会費18,000円  
特別会員 年会費20,000円  
(『熊本法学』および『人文社会論集』の配布)
- 第12条 会員は学術雑誌『熊本法学』および『人文社会論集』の配布を受ける。
- (会計年度)
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (会計報告)
- 第14条 会計報告は、年度ごとに行う。

(出典：熊本大学法学会会則)

### 資料 B-1-1-1-3 熊本法学投稿規定

『熊本法学』編集要項・執筆要項・原稿提出方法について

1997年4月30日  
法学会編集委員会

#### [I] 編集要項

A 発行回数：各年度4号発行する。全4号における原稿締め切りは、つぎの通りとする。

- 5月31日  
8月31日  
11月30日  
2月28日

B 判 型：A5判

C 判 面

1 ハシラとノンブル

(1) ハシラのつけ方

- ① 上部にヨコ組とする。奇数ページに論説等の表題を、偶数ページに種別（論説・研究ノート・資料など）を掲げる。
- ② ヨコ1段組みには、ハシラはつけない。
- (2) ノンブルのつけ方
- ① 1（熊本法学90号 '97）のように、全ページ通しでつける。
- ② ページ数はゴチックとする。
- ③ ヨコ1段組みの場合は、以上に加えて、上部左右角に－1－のように、専用のノンブルをつける。
- 2 タテ1段組みの判面  
（論説・研究ノート・調査報告など）
- (1) 活字と行間
- ① <本文>:(1)9ポ 51字詰×18行（行間8ポ全角）  
(2)1ページあたり918字詰。ただし（ ）内は8ポとする。
- ② <注>:8ポ（行間9ポ全角）
- (2) 表題と見出し
- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 表題（タイトル） | 1 6ポ        |
| ② サブタイトル   | 1 2ポ        |
| ③ 著者名      | 1 4ポ        |
| ④ 目次       | 8ポ          |
| ⑤ 章見出し     | 12.5ポ（4行どり） |
| ⑥ 節見出し     | 9ポ（ゴチ）      |
| ⑦ 項見出し     | 9ポ（ゴチ）      |
- (3) その他：目次の次に、1行空けて、本文の見出しを始める。
- 3 タテ2段組みの判面  
（書評・翻訳・資料・判例評釈・雑報など）
- (1) 活字と行間
- ① <本文>:(1)8ポ 28字詰×23行×2段  
(2)1ページあたり1288字詰。（ ）内も8ポとする。
- ② <注>:8ポ（行間7ポ全角）
- (2) 表題と見出し
- |            |          |
|------------|----------|
| ① 表題（タイトル） | 1 6ポ     |
| ② サブタイトル   | 1 2ポ     |
| ③ 著者名      | 1 4ポ     |
| ④ 目次       | 6.5ポ     |
| ⑤ 章見出し     | 9ポ（太明朝）  |
| ⑥ 節見出し     | 8ポ（2行どり） |
| ⑦ 項見出し     | 8ポ（ゴチ）   |
- (3) その他：表題と著者名は、1段組みとする。目次の次に、1行空けて、本文の見出しを始める。
- 4 ヨコ1段組みの判面  
（経済関係の論説など）
- (1) 活字と行間
- ① <本文>:(1)8ポ 37字詰×28行（10ポ全角）  
(2)1ページあたり1036字詰。
- ② <注>:7ポ（行間8ポ全角）
- (2) 表題と見出し
- |            |            |
|------------|------------|
| ① 表題（タイトル） | 1 6ポ       |
| ② サブタイトル   | 1 2ポ       |
| ③ 著者名      | 1 4ポ       |
| ④ 目次       | 8ポ         |
| ⑤ 章見出し     | 1 2ポ（4行どり） |
| ⑥ 節見出し     | 9ポ（2行どり）   |
| ⑦ 項見出し     | 9ポ（ゴチ）     |
- ただし、項見出しがない場合は、節見出しを8ゴチとする。
- 5 欧文（ヨコ1段組み）の判面
- (1) 判面 天地 16.5 cm×左右 10.5 cm
- (2) 活字と行間
- ① <活字>:ガラモンド（または、タイムズニューロマン）
- ② <本文>:8ポ 36行
- ③ <注>:7ポ（行間 半角）
- (3) 表題と見出し、その他

① 表題 (タイトル)	1 6 ポ
② サブタイトル	1 2 ポ
③ 著者名	1 4 ポ
④ 章、節などの見出し	そのつど、指定する (8 ポ、カピタル等)
⑤ 書き出しと改行	執筆者によります

6 裏表紙執筆者英文表記について  
姓を大文字で前に示し、姓と名が区別しやすいようにする

D 掲載原稿の配列順序について

- 1 配列順序は下記の通りとする
  - (1) 論説
  - (2) 研究ノート
  - (3) 調査報告
  - (4) 翻訳・紹介・書評
  - (5) 資料
  - (6) 判例評釈
  - (7) 雑報その他
- 2 同一種別のうちでは、1 回完結のもの、分載最初のもの、連載途中のもの、の順序とする。分載回数が多いものを先順位に置く。
- 3 上記 1 および 2 によっても、同順位者がでるときは、別表の順とする。
- 4 ヨコ組み原稿については、裏表紙側から、上記 1, 2, 3 の原則にしたがって配列する。ただし、退職記念号などはこの限りではない。

[II] 執筆要項

A 投稿の原則

- 1 「執筆希望調べ」によって、あらかじめ申し出るものとする。
- 2 一号に執筆希望が集中する場合は、編集委員会において調整する。
- 3 執筆予定を変更する場合は、早めに編集委員に申し出るものとする。

B 原稿の作成

- 1 種別の明示  
原稿には、論説その他の種別を明記する。
- 2 原稿の枚数  
一回あたりの原稿は、200 字詰 150 枚前後を目安とし、それを越えるときは、分載とする。
- 3 締め切り期限  
出稿にあたっては、締め切り期限を厳守する。
- 4 活字等の指定  
ゴチ、イタリックその他の活字指定は、編集要項の範囲内で、各執筆者の責任でおこなう。図表の挿入箇所についても、同様とする。
- 5 通し番号  
原稿には、一枚目から通し番号をつけ、番号の重複がないように注意する。
- 6 欧文タイトル  
出稿時に、別紙に記入し、提出する。
- 7 出稿後の加筆訂正  
原稿は、**完成原稿**を提出する。出稿後は、とくにやむを得ない場合を除いて、加筆訂正はおこなわない。必要最小減の加筆訂正は、初校の段階でおこなう。

C 校正について

- 1 著者校正は、3 校までとする。第 3 校は 2 校の確認を行うにとどめる。
- 2 初校刷りの予定は、出稿して、約 1 か月後である。
- 3 校正刷りは、到着後、1 週間以内に返却する。
- 4 校正刷りが届く時期に出張その他で不在となる場合、執筆者は、あらかじめ、その旨を法学部研究事務室に連絡する。
- 5 校正は、標準的な校正記号を用いておこなう (『標準 校正必携』研究事務室に常備)
- 6 校正は、全 3 校をもって校了、または責了とする。原則として、4 校はとらない。

[III] 原稿提出方法

- 1 原稿の提出方法については、電子データ (USB メモリー・電子メール添付ファイル等) と、プリントアウト 1 通によるのを、原則とする。
- 2 電子データによって原稿を提出するさいには、以下の点を守る。
  - ① パソコンによる原稿の場合は、著者名と、ソフト名 (ワード・一太郎) がわかるようにし、タテ書きヨコ書きの指定を行う。
  - ② 提出電子データとは別に、著者保存用の電子データをかならず手元に保管しておくこと。提出原稿の書式 (タテ・ヨコの文字数、行数等) は、任意とする。

別表

1. 法文化論講座：法哲学、法制史、法社会学、外国法、国際社会文化
2. 市民法学講座：憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑事法

3. 現代法政策論講座：行政法、国際法、社会法、租税法  
4. 公共社会政策論講座：政治学、経済学  
法学部所属現職教員会員以外の元法学部所属会員、社会文化科学研究科や法曹養成研究科等に所属する会員は法学部の研究教育分野に相当する位置を以て掲載順を決めるものとする。

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 B-1-1-1-4 研究目的による出張件数

年 度	件 数
平成 26 年度	316
平成 27 年度	318
平成 28 年度	309
平成 29 年度	416

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 B-1-1-1-5 地元法曹界との共同の研究活動の状況

【第 77 回熊本法律研究会】

H28.7.23 (土) 14 時 00 分～17 時 00 分

- ・若色敦子 (熊本大学大学院法曹養成研究科准教授)  
「濫用的会社分割に対するクレーム——いわゆる「よい分割」「悪い分割」の区別について  
平成 26 年会社法改正を中心に」
- ・原啓章 (熊本大学大学院法曹養成研究会教授・熊本県弁護士会)  
「実務における争点整理の現状と課題」

【第 78 回熊本法律研究会】

H29.1.28 (土) 14 時 00 分～17 時 00 分

- ・川嶋隆憲 (熊本大学法学部准教授)  
「和解交渉の秘密保護——without prejudice ルールとその応用可能性」
- ・猿渡健司 (熊本大学大学院法曹養成研究会教授・熊本県弁護士会)  
「附属臨床法学教育研究センター (通称ローセンター) の法律相談について」

【第 79 回熊本法律研究会】

H29.9.9 (土) 14 時 00 分～17 時 00 分

- ・池田愛 (熊本大学法学部講師)  
「口頭弁論終結後の承継人に対する既判力拡張の意味——所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の場合」
- ・原村憲司 (熊本県弁護士会)  
「生物学上の親子関係と嫡出の推定」

【第 80 回熊本法律研究会】

H29.11.25 (土) 14 時 00 分～16 時 00 分

- ・稲葉馨 (東北大学大学院法学研究科教授・元熊本大学法学部助教授)  
「《講演》私の国家賠償責任研究を語る 熊大時代を中心に」

(出典：熊本法律研究会資料)



資料 B-1-1-1-6 「熊本地震と法・政策」研究会開催記録

第 1 回	報告者 大脇 成昭 氏 (行政法)	報告者 大日方 信春 氏 (憲法)
報告題目 復興期における住宅再建支援策	報告題目 私有財産制のコスト	報告題目 私有財産制のコスト
日時 2017年7月5日(水)14時30分	日時 2017年11月1日(水)16時10分	日時 2017年11月1日(水)16時10分
場所 文法学部棟 共同会議室(H242)	場所 A-2教室	場所 A-2教室
参加人数 32名	参加者数 20名	参加者数 20名
第 2 回	報告者 濱田 絵美 氏 (民法)	第 6 回
報告題目 自然災害時の二重ローン問題について	報告者 伊藤 洋典 氏 (政治学)	報告者 伊藤 洋典 氏 (政治学)
日時 2017年8月9日(水)14時30分	報告題目 震災と地方議会	報告題目 震災と地方議会
場所 文法学部棟 共同会議室(H242)	日時 2017年12月6日(水)14時30分	日時 2017年12月6日(水)14時30分
参加人数 20名	場所 文法学部棟 共用会議室(H242)	場所 文法学部棟 共用会議室(H242)
第 3 回	報告者 倉田 賀世 氏 (社会保障法)	第 7 回
報告題目 震災の社会保障法学的見地に基づく検討	報告者 中嶋 直木 氏 (行政法)	報告者 中嶋 直木 氏 (行政法)
報告題目 一熊本地震から見えること一	報告題目 原発法制と自治体	報告題目 原発法制と自治体
日時 2017年9月6日(水)16時00分	報告題目 一原子炉等規制法への自治体の関与	報告題目 一原子炉等規制法への自治体の関与
場所 文法学部棟 共同会議室(H242)	報告題目 の正統性と法的根拠の検証一	報告題目 の正統性と法的根拠の検証一
参加人数 18名	日時 2018年3月20日(火)14時30分	日時 2018年3月20日(火)14時30分
第 4 回	報告者 鈴木 桂樹 氏 (政治学)	場所 文法学部棟 共用会議室(H242)
報告題目 震災とマスメディア	報告題目 一報道倫理をめぐって一	参加者数 13名
報告題目 一報道倫理をめぐって一	日時 2017年10月4日(水)14時30分	
日時 2017年10月4日(水)14時30分	場所 文法学部棟 共用会議室(H242)	
場所 文法学部棟 共用会議室(H242)	参加者数 23名	
参加者数 23名		

(出典：熊本大学大学院人文社会科学研究部法学系研究活動企画委員会資料)

資料 B-1-1-1-7-① 個人研究費・旅費配分方法

個人研究費・旅費配分原則	
	平成 28 年 6 月 15 日
1. 個人研究費は年間30万円程度とする	
(1) 研究費・旅費の区分は撤廃する	
(2) 研究費の図書費充当義務は撤廃する	
(3) 本学図書館所蔵の図書に限り、図書の物品(消耗品)扱いでの購入を認める	
2. 書籍・物品、出張申込み締切日を12月下旬に設定する	
(1) 合理的な理由のないものは後の執行を認めない	
(2) 研究費の残額は共通経費に算入する	
(3) 締切日以降の申込み分については、次年度の個人研究費から控除する	
(4) 申込時に価格が確定していないものについては、概算で処理し、購入金額が概算額を上回る場合は、超過する額を次年度個人研究費から控除する	
3. 特別研究費を設定する	

<p>(1)当該年度の研究計画書提出時に、特別な支出を伴う経費の申請を行う                  (2)特別研究費の申請限度額は30万円程度を目安とする                  (3)申請時期は当該年度5月上旬とする                  (4)審査および配分額の決定は、6月下旬までに研究推進委員会が行う                  (5)採択者は、次年度の研究計画書(前年度実績報告)提出時に、研究費支出報告書を提出する                  (6)予算執行は認められた費目の範囲内で行うものとし、他費目への流用は認めない                  (7)特別の事由がある場合には、年度途中での申請を認める                  (8)図書(紙媒体のもの)に限って、前年度の執行締切日以降の控除額を予算に組み込むことを認める</p> <p>4. 前年度科研費申請を行った者に対して申請経費を支給する(10万円程度)                  申請経費は、継続分の科研費のある者についても支給する</p> <p>5. 新任教員経費を支給する(10万円程度)                  (1)新任教員経費を支給された者は、科研費申請経費の対象者とししない</p> <p>6. 研究費、経費の額は、全学からの予算配分額、共通経費支出額に応じて、各年度ごとに教授会において決定する</p>
--

(出典：法学部教授会資料)

資料 B-1-1-1-7-② 平成26年～29年の採択件数及び金額、その他研究資金

種目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
基盤研究(B)					1	5,460	1	5,330
基盤研究(C)	8	10,937	8	10,010	9	9,620	13	13,910
若手研究(B)	5	4,680	5	4,290	4	3,770	5	3,909
国際基金(共同)							1	4,030
計	13	15,617	13	14,300	14	18,850	20	27,179

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 B-1-1-1-7-③ 寄附金の受入状況

受入年度	金額	寄附者	受入者
平成28年度	10,000,000	林 眞義	法学部 教授 山崎広道

資料 B-1-1-1-7-④ 助成金の受入状況

受入年度	金額	企業名等	受入者
平成29年度	950,000	公益財団法人民事紛争処理研究基金	法学部 准教授 森 大輔
	900,000	一般財団法人司法協会	

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

法学部、大学院法曹養成研究科及び大学院社会文化科学研究科など各教育部所属の教員を会員とする研究支援組織「熊本大学法学会」を設置し研究活動を支援するとともに、「特別研究費枠」を組み込んだ個人研究費の配分などによる研究活動の支援、地域の専門家との研究会や法学会会員による研究会の開催など、研究活動は関係者の期待に応じていると判断する。

観点 大学の共同利用・共同研究拠点に認定された付置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点に係る状況)

(水準)

(判断理由) 該当なし

分析項目Ⅱ研究成果の状況

観点 研究の成果(大学の共同利用・共同研究拠点に認定された付置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。

《文学系》

(観点に係る状況)

過去2年間における当研究部(文学系)教員による業績総数は論文102本、著書42冊などのほか、総計278件にのぼり(前掲資料B2-1-1-1)、活発な状況にある。そのなかから、大学における全学基準の中の<<「人と社会(社文系)の科学」に関する研究業績の判断基準>>(資料B2-1-2-1)により特に質の高い業績と判断されるものをSS及びS業績として選定した。その結果、SSと判断される業績は3件(学術面1、学術面と社会・経済・文化面2)、Sと判断される業績は14件(学術面7件、社会・経済・文化面4件、学術面と社会・経済・文化面3件)の計17件(年度平均約8.5件)が選定された(資料B2-1-2-2)。これを(別表)「研究業績説明書」(業績番号1~17)に掲載している。

またこれらの業績の中の研究発表1件(業績番号2)は、島根県を代表とする5県主催による「第5回古代歴史文化賞」の「大賞」を、翻訳では1件(業績番号5)が第53回「日本翻訳出版文化賞」を、また「研究業績説明書」には掲載されていない研究業績においても、2件が今回の評価期間において学会賞が授与されるなど、外部からの評価の高さを証明している(資料B2-1-2-3)。

資料B2-1-2-1: <<「人と社会(社文系)の科学」に関する研究業績の判断基準>>

分科名 (細目番号)	情報学フロンティア(1303)、デザイン学(1651)、生活科学(1701~1703)、科学教育・教育工学(1801~1802)、科学社会学・科学技術史(1901)、文化財科学・博物館学(2001)、地理学(2101)、健康・スポーツ科学(2401~2403)、子ども学(2451)、地域研究(2701)、ジェンダー(2801)、観光学(2851)、哲学(2901~2904)、芸術学(3001~3003)、文学(3101~3105)、言語学(3201~3205)、史学(3301~3305)、人文地理学(3401)、文化人類学(3501)、法学(3601~3607)、政治学(3701~3702)、経済学(3801~3807)、経営学(3901~3903)、社会学(4001~4002)、心理学(4101~4104)、教育学(4201~4204)、社会経済農学(7401~7402)	
区分	左記区分と判断した根拠	
	学術面	社会・経済・文化面
SS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タイプA: 論文を掲載した学術誌が、付表に示す「SSの基準」を満たしている。</li> <li>●タイプB: 同学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。</li> <li>・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タイプK: 人と社会(社文系)に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が卓越している。</li> <li>●タイプL: 研究成果に関して国際的</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。</li> <li>・当該業績の被引用回数が 10 回以上である。</li> <li>・当該業績が書評等において高く評価された。</li> <li>●タイプC: 同学術誌が、付表に示す「A の基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。</li> <li>・当該業績の被引用回数が 30 回以上である。</li> <li>●タイプD: 出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が複数の全国学会レベル以上の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価された。</li> <li>●タイプE: 論文、学術的著書又は創造的作品が、学士院賞、卓越した水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。</li> </ul>	<p>な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●タイプM: 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が卓越している。</li> <li>●タイプN: 研究成果による貢献が卓越しており、国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</li> </ul>
S	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タイプF: 論文を掲載した学術誌が、付表に示す「S の基準」を満たしている。</li> <li>●タイプG: 同学術誌が、付表に示す「A の基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。</li> <li>・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。</li> <li>・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。</li> <li>・当該業績の被引用回数が 10 回以上である。</li> <li>・当該業績が書評等において高く評価された。</li> <li>●タイプH: 同学術誌が、付表に示す「B の基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。</li> <li>・当該業績の被引用回数が 30 回以上である。</li> <li>●タイプI: 出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が全国学会レベル以上の学術誌等に掲載され、研究業績が高く評価された。</li> <li>●タイプJ: 論文、学術的著書又は創造的作品が、優秀な水準の学会賞・学術賞等の受賞に寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タイプO: 人と社会(社文系)に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が優秀である。</li> <li>●タイプP: 研究成果が関係者から表彰されている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディアで報道されている、又は、実用化研究に必要な大型の競争的外部資金の獲得に寄与している。</li> <li>●タイプQ: 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が優秀である。</li> </ul>

付表 「人と社会(社文系)の科学」の学術誌の水準判断における Impact Factor の下限値

系	分野	分科	細目番号	学術誌の水準判断における Impact Factor(IF)の下限値			
				SS	S	A	B
総合・新領域系	情報学	情報学フロンティア	1303	2.0	1.2	0.6	0.3
	複合領域	デザイン学	1651	1.0	0.6	0.3	0.15
		生活科学	1701~1703	2.0	1.2	0.6	0.3
		科学教育・教育工学	1801~1802	1.5	0.8	0.4	0.2
		科学社会学・科学技術史	1901	1.0	0.6	0.3	0.15
		文化財科学・博物館学	2001	2.0	1.2	0.6	0.3
		地理学	2101	2.0	1.2	0.6	0.3
		健康・スポーツ科学	2401~2403	2.5	1.5	0.8	0.4
子ども学	2451	1.0	0.6	0.3	0.15		
人文社会系	総合人文社会	地域研究	2701	1.0	0.6	0.3	0.15
		ジェンダー	2801	1.0	0.6	0.3	0.15
		観光学	2851	1.0	0.6	0.3	0.15
	人文学	哲学	2901~2904	1.0	0.6	0.3	0.15
		芸術学	3001~3003	1.0	0.6	0.3	0.15
		文学	3101~3105	1.0	0.6	0.3	0.15
		言語学	3201~3205	1.5	0.8	0.4	0.2
		史学	3301~3305	1.0	0.6	0.3	0.15
		人文地理学	3401	2.0	1.2	0.6	0.3
		文化人類学	3501	1.0	0.6	0.3	0.15
	社会科学	法学	3601~3607	3.0	1.8	1.0	0.5
		政治学	3701~3702	1.5	0.8	0.4	0.2
		経済学	3801~3807	2.0	1.2	0.6	0.3
		経営学	3901~3903	2.0	1.2	0.6	0.3
		社会学	4001~4002	2.0	1.2	0.6	0.3
		心理学	4101~4104	3.0	1.8	1.0	0.5
教育学		4201~4204	1.5	0.8	0.4	0.2	
生物系	社会経済農学	経営・経済農学	7401	2.0	1.2	0.6	0.3
		社会・開発農学	7402	2.0	1.2	0.6	0.3
「Bの基準」の追加条件		Impact Factorが無い場合にあつては、優秀な水準と認められる査読付学術誌を区分 B とする。例えば西日本哲学会等、査読体制の整った学会誌等。					
「Aの基準」の追加条件		Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、特に優秀な水準と認められる学術誌を区分 A とする。例えば、日本哲学会、日本倫理学会、日本臨床心理学会、日本国語教育学会、日本家政学会等、各研究領域において日本を代表する学会の機関誌等(公法研究、民商法雑誌、民事訴訟雑誌等を含む)。					
「Sの基準」の追加条件		例えば、Bioethics, Philosophy and Public Affairs 等、著名な国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、卓越した水準と認められる学術誌を区分 S とする。					

「SSの基準」の追加条件	例えば、Journal of Philosophy, Ethics, Nature 等、トップクラスの国際的学術誌。Impact Factor が無い場合にあつては、各研究領域において、国際的に定評のある学術誌を区分 SS とする。
学術的著作・作品の追加条件	学術的著作の書評及び作品の評価の学術誌への掲載については、新聞などでの書評・紹介・引用、学術書等の文献目録での記載、他者の研究史・学界動向論文等における言及を含む。

(出典：平成 30 年 2 月 27 日大学評価会議資料)

資料 B2-1-2-2：SS 及び S 評価研究業績

	学術面	学術面と社会・ 経済・文化面	社会・ 経済・文化面	計
SS	1	2		3
S	7	3	4	14
計	8	5	4	17

(参考) 第 2 期中期期間における文学部の SS 及び S 評価研究業績：学術面 29、社会・経済・文化面 12、合計 41 (出典：熊本大学現況調査表 (文学部研究) 2-12)

(出典：人文社会科学部 (文学系) 収集資料を基に作成)

資料 B2-1-2-3：学術賞受賞

<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県・奈良県・三重県・和歌山県・宮崎県 第 5 回古代歴史文化賞大賞 (2017 年 11 月)：小畑弘己『タネまく縄文人－最新科学が覆す農耕の起源』吉川弘文館、2016 年 1 月。(業績番号 2)</li> <li>・2017 年度第 53 回「日本翻訳出版文化賞」：千石喬 (編著者)、木村直司、福本義憲、岩井方男、重藤 実、岡本順治、高田博行 (編著者)、荻野蔵平、佐藤恵訳『グリム兄弟言語論集言葉の泉』ひつじ書房、2017 年 2 月。(業績番号 5)</li> <li>・第 8 回「西日本哲学会若手優秀論文賞」(2016 年 12 月)・「熊本大学研究業績表彰」(2017 年 11 月)：佐藤岳詩「倫理学における内的視点と外的視点～「全一性に基づく反論」と間接功利主義」『西日本哲学年報』23 号、2015 年。</li> <li>・「地理空間学会学術賞」(2017 年 7 月)：鹿嶋 洋『産業地域の形成・再編と大企業』原書房、2016 年 3 月。</li> </ul>
--

(出典：人文社会科学部 (文学系) 収集資料を基に作成)  
(中期計画番号 8)

(水準)

期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

研究部教員による SS、S 基準業績の良好な件数、4 件に及ぶ学会賞等受賞の業績等、研究成果が活発に発信されているという理由から優れており、想定する関係者の期待を大きく上回ると判断する。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部(法学系)における研究成果の状況は、専任教員が平成28年度と平成29年度の2年間で発表した著書・論文数90点、その他学術的著述及び学会報告等107点であった(資料B-2-1-1-1)。この内、新たな単著書が3編、単編著が1編あった。また、この間に発行された「熊本法学」は第137号から第142号、「熊本ロージャーナル」は12号から14号であり(資料B-2-1-1-2-①、B-2-1-1-2-②)、法学会叢書として出版した著書は2冊であった(資料B-2-1-1-3)。

本研究部(法学系)の研究成果の評価は、全学基準として策定した『人と社会(社文系)の科学』に関する研究業績の判断基準(資料B-2-1-1-4)に沿って行った。人文社会科学系の研究成果に係る評価の特色として、研究業績が最も集約されたものとしての著書に重きが置かれることに配慮しつつ、判断基準に示されたタイプ及び同基準の付表に掲げられている項目などを客観的指標として重視した。

これらの判断基準に基づいて本学部の研究成果である著書・論文90点の中から学部を代表する研究業績として選定したものは、1)「学術的意義」の分野では、SSが1点、Sが6点、2)「社会、経済、文化的意義」の分野では、SSとSが各1点である。

なお、今期の研究成果の特徴として、熊本地震に関する研究部(法学系)としての研究会活動の展開などもあり、多角的な災害関連の考察が生み出された(資料B-2-1-1-5)。

資料 B-2-1-1-1 研究成果発表件数

	著書・論文	その他学術的著述・研究報告等
平成26年	60	43
平成27年	47	51
平成28年	40	34
平成29年	50	73

(出典：各年度研究計画書等より集計)

資料 B-2-1-1-2-① 熊本法学の発行状況(平成28年・29度刊行分)

号	発行年	執筆者	種別	タイトル
137	平成28年9月	1 山田秀	翻訳	アルトゥル・フリドリッヒ・ウッツ著『倫理学』(一)
		2 上田理恵子・河野憲一郎・池田愛	翻訳	アレクサンダー・プロース「ハンガリー新民事訴訟法による裁判所の訴訟指揮」-起草者による一九〇一年法の解説-
		3 岡本洋一	翻訳	シルヴィア・パローナー・ヴィラール「被害者のための修復的制度としての刑事上のメディエーション(CRIMINAL MEDIATION):すべての事案におけるものかそしてすべての被害者のためのものか?」
		4 葉陵陵	翻訳	サラ・ビダルフ「公衆の信頼と社会秩序:中国における医療紛争の解決」
		5 岡田行雄・遠山大輔・本庄武	資料	平成二七年度法学部研究教育振興会主催刑事法系講演会 刑法判例に登場する事実の形成過程と刑法的処理
		6 渡部薫	論説	文化観光の持続可能性と地域づくりについての考察 -事例の比較検討を通して-

138	平成 28 年 12 月	1	岡本洋一	論説	明治後期・帝国議会における団体・結社に対する刑事立法の審議について(その二・完)
		2	魚住弘久	論説	熊本地震と南阿蘇鉄道 －自然災害からの交通インフラ復旧の視点と論点－
139	平成 29 年 3 月	1	岡田行雄	論説	少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察(二・完)
		2	池田愛	判例評釈	間接占有者に対する建物収去土地明渡しの請求権を表示した債務名義について、間接強制決定をすることはできないとされた事例(最高裁判所平成 27 年 6 月 3 日第二小法廷決定(平成 26 年(許)第 37 号 間接強制申立て事件)金融・商事判例 1471 号 20 頁－破棄自判)
		3	内藤大海	紹介	おとり捜査の違法の帰結に関するドイツ判例の動き－連邦通常裁判所第二刑事部二〇一五年六月一〇日判決を手がかりに－
		4	若曾根健治	資料	フェーデ通告状と<名誉保持告知状>(1)－ヒルデスハイムの事例を中心に－
		5	森大輔・高橋脩一・池田康弘	論説	不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究 －アンケート調査の統計分析－
140	平成 29 年 7 月	1	川嶋隆憲	論説	既判力の補完・調整法理の諸相(1) －遮断的作用の拡大局面を中心に－
		2	澁谷洋平	論説	イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪について(1) －2002 年犯罪収益法制定以後の動向を中心として－
		3	若色敦子	研究ノート	濫用的新設分割における「害することを知って」の解釈
		4	阿部悠貴	書評	Thomas U. Berger, War, Guilt, and World Politics after World War II, New York: Cambridge University Press, 2012, vii+259pp.
		5	岡田行雄	資料	熊本大学法学部・武夫原会共催シンポジウム 「熊本地震が提起する法的・政策的課題」
		6	河野憲一郎	判例評釈	外国国家が発行したいわゆるソブリン債である円建て債券に係る償還等請求訴訟における当該債券の管理会社の任意的訴訟担当
		7	若曾根健治	資料	フェーデ通告状と<名誉保持告知状>(2) －ヒルデスハイムの事例を中心に－
		8	森大輔	資料	質的比較分析(QCA)のソフト使用方法 －fs/QCAとRのQCA・SetMethodsパッケージ(1)



141	平成 29 年 12 月	1	橋本真	論説	名誉感情侵害と「社会的評価の低下」(1)
		2	川嶋隆憲	論説	既判力の補完・調整法理の諸相(2・完) ー遮断的作用の拡大局面を中心にー
		3	松永詩乃美・ 何佳芳	論説	日本および台湾からみる国際離婚訴訟に関する国際裁判管轄について
		4	阿部悠貴・ 手嶋祥子	論説	イラク戦争における中・東欧諸国のアメリカ支持 ーリアリスト制度論の視点からー
		5	内藤大海・ 安部祥太・ 陳誌泓・ 石崎千景	資料	平成 28 年度法学部研究教育振興会主催シンポジウム 取調べの可視化をめぐる東アジアの動き
		6	鈴木桂樹	資料	震災とマスメディア ー報道倫理をめぐるー
		7	鈴木桂樹	資料	「公行政における男女の平等ならびに機会均等の実現に向けた措置」解題と翻訳
		8	高木康衣	判例評釈	代表取締役の利益相反行為を理由とする会社の損害賠償責任 ー東京地判平 29・1・19・金判 1512 号 42 頁ー
		9	河野憲一郎	判例評釈	権利能力のない社団の代表者個人名義への不動産の所有権移転登記手続請求訴訟と当該社団の原告適格
		10	馬場民生・ 紺屋博昭	その他	御礼奉公、あるいは事業主がする若年者への修学就業支援の法的課題 ー紛争解決の実態をえつつー
		11	若曾根健治	資料	フェーデ通告状と<名誉保持告知状>(3) ーヒルデスハイムの事例を中心にー
		12	森大輔	資料	質的比較分析(QCA)のソフト使用方法 ーfs/QCAとRのQCA・SetMethodsパッケージ(2)
142	平成 30 年 3 月	1	池田愛	論説	口頭弁論終結後の承継人に対する既判力拡張とその作用 ー所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の場合ー
		2	橋本真	論説	名誉感情侵害と「社会的評価の低下」(2)
		3	澁谷洋平・甲斐克則	資料	講演会 医療安全と法
		4	伊藤洋典	研究ノート	熊本地震の際における地方議会の動向
		5		雑報	二〇一七年度「熊本地震と法・政策」研究会開催記録 熊本大学大学院人文社会科学部 法学系研究活動企画委員会

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 B-2-1-1-2-② 「熊本ロージャーナル」の発行状況

号	発行年	執筆者	種別	タイトル
12	平成 28 年 12 月	1 松原弘信	論説	当事者適格概念の理論的基礎と同概念不要説の批判的検討
		2 若色敦子	論説	濫用的会社分割における残存債権者の直接請求権－「害を知って」会社法からのアプローチ
		3 橋本眞	研究ノート	「名誉感情侵害」研究に関する覚書
		4 河野憲一郎	判例評釈	再生債務者に債務を負担する者が自らと完全親会社を同じくする他の株式会社が有する再生債権を自働債権としてする相殺は、民事再生法92条1項によりすることができる相殺に該当するか
		5 高木康衣	判例評釈	標章等の譲受会社に会社法22条の責任が認められた事案
13	平成 29 年 3 月	1 梅澤彩	研究ノート	ニュージーランドにおける子の扶養－養育費制度の展開－
		2 岡本洋一	研究ノート	法科大学院教育を司法試験論文試験から考える～刑法分野における出題趣旨と採点実感を題材として～
		3 高木康衣	判例評釈	経営状態の悪化した会社の代表取締役が商品を購入してその代金が支払不能となった場合に会社法429条の責任が認められた事案
		4 紺屋博昭	読み物	評議の秘密(2) － 続・労働行政のあっせん制度と裁判所の労働審判との地域的連携について－
14	平成 30 年 3 月	1 松原弘信	論説	人事訴訟・会社訴訟における再審原告適格－ 被告適格との関係とその理論的基礎
		2 高木康衣	研究ノート	持分会社における退社制度について
		3 若色敦子	研究ノート	「デート商法」の法的評価
		4 岡本友子	判例評釈	賃貸人修繕義務不履行と賃借人の損害回避減少措置
		5 中嶋直木	判例評釈	町がその所有する普通財産である土地を町内の自治会に対し地域集会所の建設用地として無償で譲渡したことにつき地方自治法232条の2所定の公益上の必要があるとした町長の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用による違法があるとはいえないとされた事例
		6 岡本洋一・紺屋博昭・小島智絵	読み物	私たちが小さな法科大学院について知っている2、3のこと － 専門職大学院の教育、専任教員の研究、管理運営等、あるいは法科大学院のレガシー－

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 B-2-1-1-3 法学会叢書の発行状況

号	発行年	執筆者	タイトル
14	平成 29 年 7 月	岡本洋一	近代国家と組織犯罪
15	平成 29 年 9 月	平田元	刑事訴訟における片面的構成

(出典：法学会叢書)

資料 B-2-1-1-4 「人と社会（社文系）の科学」に関する研究業績の判断基準

区分	左記区分と判断した根拠	
	学術面	社会、経済、文化面
SS	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>タイプ A</b> : 論文を掲載した学術誌が、付表に示す「SSの基準」を満たしている。</li> <li>● <b>タイプ B</b> : 同学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。 ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・当該業績の被引用回数が3回以上である。 ・当該業績が書評等において高く評価された。</li> <li>● <b>タイプ C</b> : 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。 ・当該業績の被引用回数が10回以上である。</li> <li>● <b>タイプ D</b> : 出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が複数の全国学会レベルの学術誌に掲載され、下記のいずれかの条件を満たしている。 ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・当該業績の被引用回数が3回以上である。 ・当該業績が書評等において高く評価された。</li> <li>● <b>タイプ E</b> : 論文、学術的著書又は創造的作品が、学士院賞、卓越した水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>タイプ K</b> : 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が卓越している。</li> <li>● <b>タイプ L</b> : 研究成果に関して国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</li> <li>● <b>タイプ M</b> : 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が卓越している。</li> <li>● <b>タイプ N</b> : 研究成果による貢献が卓越しており、国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</li> </ul>
S	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>タイプ H</b> : 同学術誌が、付表に示す「Bの基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。 ・当該業績の被引用回数が10回以上である。</li> <li>● <b>タイプ I</b> : 出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が全国学会レベル以上の学術誌等に掲載され、下記のいずれかの条件を満たしている。 ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・当該業績の被引用回数が3回以上である。 ・当該業績が書評等において高く評価された。</li> <li>● <b>タイプ J</b> : 論文、学術的著書又は創造的作品が、優秀な水準の学会賞・学術賞等の受賞に寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>タイプ O</b> : 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が優秀である。</li> <li>● <b>タイプ P</b> : 研究成果が関係者から表彰されている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディアで報道されている、又は、実用化研究に必要な大型の競争的外部資金の獲得に寄与している。</li> <li>● <b>タイプ Q</b> : 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が優秀である。</li> </ul>

付表「人と社会(社文系)の科学」の学術誌の水準判断における Impact Factor の下限値

系	分野	分科	細目番号	学術誌の水準判断における Impact Factor (IF) の下限値				
				SS	S	A	B	
総合・新領域系	情報学	情報学フロンティア	1303	2.0	1.2	0.6	0.3	
	複合領域	デザイン学	1651	1.0	0.6	0.3	0.15	
		生活科学	1701~1703	2.0	1.2	0.6	0.3	
		科学教育・教育工学	1801~1802	1.5	0.8	0.4	0.2	
		科学社会学・科学技術史	1901	1.0	0.6	0.3	0.15	
		文化財科学・博物館学	2001	2.0	1.2	0.6	0.3	
		地理学	2101	2.0	1.2	0.6	0.3	
		健康・スポーツ科学	2401~2403	2.5	1.5	0.8	0.4	
子ども学	2451	1.0	0.6	0.3	0.15			
人文社会系	総合人文社会	地域研究	2701	1.0	0.6	0.3	0.15	
		ジェンダー	2801	1.0	0.6	0.3	0.15	
		観光学	2805	1.0	0.6	0.3	0.15	
	人文学	哲学	2901~2904	1.0	0.6	0.3	0.15	
		芸術学	3001~3003	1.0	0.6	0.3	0.15	
		文学	3101~3105	1.0	0.6	0.3	0.15	
		言語学	3201~3205	1.5	0.8	0.4	0.2	
		史学	3301~3305	1.0	0.6	0.3	0.15	
		人文地理学	3401	2.0	1.2	0.6	0.3	
	社会科学	文化人類学	3501	1.0	0.6	0.3	0.15	
		法学	3601~3607	3.0	1.8	1.0	0.5	
		政治学	3701~3702	1.5	0.8	0.4	0.2	
		経済学	3801~3807	2.0	1.2	0.6	0.3	
		経営学	3901~3903	2.0	1.2	0.6	0.3	
		社会学	4001~4002	2.0	1.2	0.6	0.3	
	生物系	社会経済農学	心理学	4101~4104	3.0	1.8	1.0	0.5
			教育学	4201~4204	1.5	0.8	0.4	0.2
		経営・経済農学	7401	2.0	1.2	0.6	0.3	
		社会・開発農学	7402	2.0	1.2	0.6	0.3	
	「Bの基準」の追加条件	Impact Factorが無い場合にあつては、優秀な水準と認められる査読付き学術誌を区分Bとする。例えば、西日本哲学会等、査読体制の整った学会誌等。						
	「Aの基準」の追加条件	Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、特に優秀な水準と認められる学術誌を区分Aとする。例えば、日本哲学会、日本倫理学会、日本臨床心理学会、日本国語教育学会、日本家政学会等、各研究領域において日本を代表する学会の機関誌等（公法研究、民商法雑誌、民事訴訟雑誌等を含む）。						
	「Sの基準」の追加条件	例えば、Bioethics, Philosophy and Public Affairs等、著名な国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、卓越した水準と認められる学術誌を区分Sとする。						
	「SSの基準」の追加条件	例えば、Journal of Philosophy, Ethics, Nature等、トップクラスの国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、国際的に定評のある学術誌を区分SSとする。						
	学術的著作・作品の追加条件	学術的著作の書評及び作品の評価の学術誌への掲載については、新聞などでの書評・紹介・引用、学術書等の文献目録での記載、他者の研究史・学界動向論文等における言及を含む。						

(出典：熊本大学組織評価実施要領)

資料 B-2-1-1-5 熊本地震に関する論考リスト

【平成 28 年度】

1. 鈴木桂樹 学生たちの「震災とマスメディア—被災地での評価と批判」 『新聞研究』2016 年 7 月号
2. 大脇成昭 大規模災害時に生じる行政活動の「空白」 『法学教室』(433), 2016-10
3. 魚住弘久 熊本地震と南阿蘇鉄道—自然災害からの交通インフラ復旧の視点と論点—  
『熊本法学』138 号平成 28 年 12 月
4. 川嶋隆憲 熊本地震を経験して(Risearcher's Eye) 『三田評論』1208 号 2017 年 2 月
5. 魚住弘久 熊本地震を通してみた交通インフラ復旧の課題—南阿蘇鉄道を手掛かりに  
『都市問題』108(3), 2017-03
6. 石原明子編 「東日本大震災から熊本地震へのパトーン:熊本大学シンポジウム録」平成 29 年 3 月

【平成 29 年度】

1. 岡田行雄 本企画の趣旨について(特集 熊本地震と法・政策) 『法学セミナー』62(6), 2017-06
2. 大脇成昭 災害に対峙する法律学の貢献可能性(特集 熊本震災と法・政策)  
『法学セミナー』62(6), 2017-06
3. 鈴木桂樹 震災があぶり出す「公助」の課題(特集 熊本震災と法・政策)  
『法学セミナー』62(6), 2017-06
4. 大脇成昭 復興期における住宅再建支援策:公費投入の是非を中心に  
(熊本地震と法律学の役割第 1 回)『法学セミナー』62(7), 2017-07
5. 岡田行雄 熊本大学法学部・武夫原会共催シンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題」  
『熊本法学』140 号平成 29 年 7 月
6. 濱田絵美 自然災害時の二重ローン問題について  
(熊本地震と法律学の役割第 2 回)『法学セミナー』62(8), 2017-08
7. 倉田賀世 震災の社会保障法学的見地に基づく検討:熊本地震から見えること  
(熊本地震と法律学の役割第 3 回)『法学セミナー』62(9), 2017-09
8. 大日方信春 私有財産制のコスト—土地収用の現場から  
(熊本地震と法律学の役割第 4 回)『法学セミナー』62(10), 2017-10
9. 岡田行雄、大日方信春、倉田賀世、大脇成昭、濱田絵美、鈴木桂樹  
座談会 生活再建に直面した被災者にどのような手を差し伸べるか(上)(下)  
(熊本地震と法律学の役割第 5 回、第 6 回最終回)『法学セミナー』62(11), (12), 2017-  
11, 12
10. 鈴木桂樹 震災とマスメディア —報道倫理をめぐって— 『熊本法学』141 号平成 29 年 12 月
11. 伊藤洋典 熊本地震の際における地方議会の動向 『熊本法学』142 号平成 30 年 3 月

(出典 研究計画報告書等から抽出)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

著書・論文、その他の学術的著述等の研究成果の公表は毎年安定した数値を示しており、学術雑誌『熊本法学』『熊本ロージャーナル』の定期的な刊行、法学会叢書の発行、単著の学術書の発行など、「学術的意義」「社会、経済、文化的意義」の両面において関係者の期待に応える水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

##### 《文学系》

##### (1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

高い質を維持している。理由は以下のとおり。

1. 研究部における研究活動は極めて活発である。教員全体による研究業績は278件で、第2期末の246件から増加している(前掲資料B1-1-1-1)。
2. 研究発表・シンポジウムは156件で第2期末の総数137件を超えている(前掲資料B1-1-1-2)。
3. 研究資金の受け入れ・獲得状況について言えば、外部資金や学内資金の獲得状況も非常に良好で、両者を合わせると、約2億2200万円(年平均約1億1,100万円)の研究助成金を獲得していることになる。第2期年平均8,500万と比べて大きく増加している(前掲資料B1-1-2-5)。このような学外・学内からの研究資金の良好な受入が研究部の活性化をもたらしている(前掲資料B1-1-2-1)。

##### (2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

大きく改善、向上している、または高い質を維持している。理由は以下のとおり。

1. 研究部の研究活動は極めて活発である。教員による全体としての研究活動(論文、著書、教科書・啓蒙書、翻訳、新聞・雑誌への投稿など)は、総計278件で、第2期末の246件から増加している(前掲資料B1-1-1-1)。
2. 研究(論文・著書・翻訳・教科書・啓蒙書)の総数168のうちSSとSの水準にあるすぐれた業績は17本(年平均8.5本)にのぼる。これは教員数66名のほぼ25%に相当する。第2期6年間のSSとSの総数は41本であり、年度平均6.8件であったので、すでにこの段階で平均値を超えている(前掲資料B2-1-2-2)。

また「研究業績説明書」から分かるとおり、本研究部は、特にSSと評価した考古学(業績番号2)のほか、倫理学、心理学領域に属する業績(業績番号1、6)は、インパクトファクターが広く導入されていない人文科学分野の中で、極めて高い研究レベルを示している。さらにまた歴史学、社会学、文化人類学などの分野で、論文・著書においてS評価の質の高い研究成果を発表し、学術の発展に貢献している点が学会および社会から高い評価を受けている。

##### 《法学系》

##### (1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

個人研究費の配分における「特別研究経費」枠の設定などメリハリの効いた研究活動の支援や地域の専門家との研究会や法学会会員による研究会の開催などの研究活動ほか、研究部(法学系)教員のうち希望者を会員とする研究支援組織「熊本大学法学会」の研究活動の一環として発刊している学術雑誌『熊本法学』ならびに法曹養成研究科紀要『熊本ロージャーナル』、社会文化科学研究科紀要『熊本大学社会文化研究』への掲載について、各雑誌に掲載する論文等の質を向上させるため、従来の査読制を維持するとともに、投稿規定の改定を行いつつ質の向上を目指している。研究活動企画委員会を新設し、熊本地震に係る法的・政策的課題についての研究活動を展開した。

このように研究支援体制、研究会活動、研究成果の公表、研究実施体制など、研究活動の高い質を維持している。

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

著書・論文、その他の学術的著述等の研究成果の公表総数は、第1期・第2期中期計画期間と同程度で推移し、毎年安定した数値を示しているとともに、学術雑誌『熊本法学』『熊本ロージャーナル』『熊本大学社会文化研究』の定期的な刊行や法学会叢書の発行も継続的に行われている。今回選定した研究部（法学系）を代表する研究業績9編のうち3編が単著の学術書、1編が単編著書であり、第1期に比べて単著の学術書の数が飛躍的に増加した第2期の高いペース（6年間で11編）を維持している。今回選定した学部を代表するその他の研究業績も、体系性を持った日々の研究の積み重ねの成果として評価できる。

以上により、研究成果の状況は、第2期に引き続き高い質を維持していると判断できる。

#### IV 社会貢献の領域に関する自己評価書



## 1. 社会貢献の目的と特徴

### 《文学系》

大学院人文社会科学研究所では、人文社会科学系という領域を活かした、学術・文化・歴史等、広範囲にわたる領域における地域社会連携・貢献を目的として、高度な学術研究活動を通して、その知的資源を地域社会に還元することに努める。

教員個人が取り組むべき具体的な地域社会貢献活動の指標として『文学部規則集』(40頁)に掲げられている以下の3項目は、研究組織へと改組された大学院人文社会科学研究所の地域社会貢献活動の指標として位置づけられる：

1. 研究及び専門的学識の社会への還元
2. 公開講座、フォーラム等の実施
3. 市民と一緒に研究会等の活動状況

このような人文社会科学研究所の地域社会貢献活動の特徴は何より多様で幅広い領域にわたる、研究部を構成する教員の専門領域の多様性にあり、そのような多様性が可能にする、様々な面における地域・社会との連携、それへの貢献を大きな特徴とする。

[想定する関係者とその期待]

想定する関係者としては、地域社会の自治体及び種々の公的・私的団体・機関であり、人文社会系研究所としての広範にわたる専門性を通しての、地域社会の文化・産業振興、歴史資料調査・保存、自治管理のサポート、全般的な啓蒙などの貢献が期待されている。

### 《法学系》

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」(平成25年1月17日学長裁定)の中で、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

この全学の社会貢献・目的に沿って、法曹養成研究科においては、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法を開発するために設置した「附属臨床法学教育研究センター(ローセンター)」において、プロボノ活動として学内での無料法律相談事業、また臨床教育の一環として県内での司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業を毎年数回にわたって継続的に実施することにより、地域社会における法的ニーズに応える顕著な寄与・貢献をしている。

また、本研究部(法学系)教員は、法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行うとともに、その充実のために、法律学の理論的・臨床的な研究を行っており、本研究部の教育・研究を通じて得た成果を社会に還元し、社会に寄与することを目標としている。本研究部(法学系)教員はこの専門知識を有する学識経験を生かし、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、地域社会の活性化に貢献している。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本研究部(法学系)では、関係のある地域社会及地域住民等といった関係者を想定し、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供し、地域社会及び地域住民の法的紛争に対する積極的な解決への

関わり・寄与といった期待を受けている。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

人文科学研究部（文学系6分野）の教員は、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップの主催・共催、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でのシンポジウム主催や講演・講話・講師、地域機関・団体依頼に対する調査書・データ・監修書の作成・提供、地域での各種イベント・展覧会等の実施、地域での各種イベント参加、また、各種学会・機関・団体等の委員・委員長・役員・理事等の任務等々、人文社会系研究部教員として果たし得る、広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている。そして、参加者の意見やコメントがそれらに対する満足度の高さを示しており、成果の大きさの証左となっている。

#### 【改善を要する点】

人文科学研究部（文学系）として、広範にわたる地域・社会貢献活動が極めて活発に行われており、特に改善を必要とする点は認められない。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

本研究科のパンフレット『熊本大学法科大学院 2015』や『学生便覧 2015』、『熊本大学概要 2016』で示されている本研究科の理念・目標、アドミッションポリシーや養成する法曹像に基づいて、本研究科が社会貢献活動を行っている。特に、学外の無料法律相談は、毎年数回にわたり熊本県の僻地を含む広域を巡回し、地域住民の法的なニーズに対し手厚い手当てをしている。また、本研究科の教員は、各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を多数委嘱され、講演やシンポジウムのパネリスト依頼等も多く、行政機関・弁護士会・社会福祉法人等の高い期待に応えている点が優れている。

#### 【改善を要する点】

本研究部は、実際に行っている地域のニーズが高いと思われる社会貢献について、より広範な情報が必要であろう。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点1-1 社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。
--

### 《文学系》

（観点到に係る状況）

平成29年度設置の人文科学研究部についての情報は『文学部通信』にて公表・周知されている。設置されたばかりのため、その地域・社会貢献活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的な方針の作成及びその公表は今後の作業によって行われる予定で

ある。具体的には、H16年度より開催されている「21世紀文学部フォーラム」の継続と、平成30年度にオープンした文学部附属「漱石・八雲教育研究センター」によるシンポジウム・講演会等が活動の中心となる。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

平成29年度の人文社会科学部についての情報が適切に公表・周知されている。設置されたばかりのため、その地域・社会貢献活動の具体的な方針の作成やその公表は今後の作業によって行われる予定であり、適切に計画されている。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

### 《法学系》

『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第3期中期目標』等による全学の目的に従って、本研究科も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会の課題解決への貢献」として、「自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言等を行い、地域・社会の活性化の推進」に努めている。なお、上述の諸活動（いわゆる兼業業務）に際しては、所定の規則に則り、適正に運用しており、ウェブサイト「教員紹介」で公開している。（中期計画番号32）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

資料によると、複数年にわたって継続して多くの教員が大学の兼業規則に則り、行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を行っている。諸活動の実施に際しては、広く公表されている大学の方針等に基づき、かつ、本研究部で定める規則により、適正な活動を行っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点1-2 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
------------------------------

### 《文学系》

(観点に係る状況)

人文社会科学部（文学系6分野：哲学、歴史学、文学、言語・情報学、心理学、社会・人類学）の教員（計66名）は、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップの主催・共催、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でのシンポジウム主催や講演・講話・講師、地域機関・団体依頼に対する調査書・データ・監修書の作成・提供、地域での各種イベント・展覧会等の実施、地域での各種イベント参加、また、各種学会・機関・団体等の委員・委員長・役員・理事等の任務等々、人文社会系研究部教員として果たし得る、非常に広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている（資料C-1-1-2-1）。

資料 C-1-1-2-1：人文社会科学研究所（文学系）教員による地域・社会貢献活動

	平成 28 年度	平成 29 年度	計
公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップ主催・共催	5	4	9
地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でシンポジウム主催・コーディネート	0	2	2
地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等で講演・講話・講師等	15	22	37
地域機関・団体依頼に対する調査書・データ・監修書作成・提供	2	2	4
地域での各種イベント・展覧会等実施	73	74	147
地域での各種イベント参加	4	5	9
各種学会・機関・団体等の委員・委員長・役員・理事等	26	24	50
計	125	133	258

（出典：人文社会科学研究所 6 分野収集資料）

参加者等の声：

①「第 5 回古代歴史文化賞」を受賞した小畑弘己教授が行った「東京・古代歴史文化賞シンポジウム」の講演について、「シンプルだけど地道な手法で大豆を特定した小畑さんの研究はすごい。縄文時代の人々のくらしのイメージが膨らんだ」との感想があった。（出典：読売新聞 2018 年（平成 30 年）2 月 11 日）

②民俗学研究室が「ドローン技術」を応用して作成したらコンタ（等高線）図と圃場断面図は、圃場整備にかかる阿蘇市の住民説明会等で用いられ、住民からも分かりやすいと好評を得た（H28、4 月）。（出典：人文社会科学研究所 6 分野収集資料）

（水準）

期待される水準にある。

（判断理由）

人文社会科学研究所（文学系 6 分野）の教員は、人文社会系専門分野教員として果たし得る、非常に広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている（平成 28 年度計 125 件、平成 29 年度計 133 件）。

以上の観点から、期待される水準を上回ると判断する。

## 《法学系》

（観点に係る状況）

担当教員は、他大学等での非常勤講師や、行政機関・弁護士会等における各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員として、計画案に従って適切に活動している。具体的には、専門知識を有する学識経験者が参画する第三者的立場から、各種調査研究、政策立案、計画・方針等の策定、指導・助言及び各種審査等の幅広い活動を行うことにより、自治体等活動の活性化・推進等に寄与している。また、弁護士会に置かれる各種委員会委員として、弁護士としての品位保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献するとともに、弁護士会主催の市民向け講座の講師等を努めることにより、広く社会貢献活動に努めている（参照資料：

法学部 C-1-1-1-1～2、社文研 C-4-2-8～9、法曹養成研究科 C-1-1-1-1)。

【法学部】

資料 C-1-1-1-1 本学部における非常勤講師の従事状況

年度	区分	従事先及び件数	計(件)
H26 (26件)	国立大学	九州大学1, 大分大学1, 筑波大学1	3
	公立大学	熊本県立大学3, 福岡女子大学1, 長崎県立大学1	5
	私立大学	尚綱大学1, 九州ルーテル学院大学1, 鹿児島純心女子大学1 熊本学園大学6, 関西大学2, 北星学園大学1, 久留米大学1, 上智大学1	14
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校1, 熊本WMC A学院1, 放送大学1, 公務員ゼミナール熊本校1	4
H27 (26件)	国立大学	鹿児島大学1, 筑波大学1, 静岡大学1	3
	公立大学	熊本県立大学4	4
	私立大学	九州ルーテル学院大学1, 関西大学1, 近畿大学九州短期大学1, 北星学園大学1 久留米大学1, 尚綱大学1, 熊本学園大学4, 鹿児島純心女子大学1, 九州国際大学1, 慶応義塾大学1	13
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校1, 熊本YMCA学院1, 放送大学3, 公務員ゼミナール熊本校1	6
H28 (25件)	国立大学	筑波大学1, 大分大学1, 鹿児島大学1, 九州大学1, 長崎大学2	6
	公立大学	熊本県立大学4	4
	私立大学	久留米大学1, 九州ルーテル学院大学1, 近畿大学九州短期大学1 熊本学園大学4, 関西大学1, 尚綱大学1, 鹿児島純心女子大学1	10
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校1, 熊本YMCA学園1, 放送大学3	5
H29 (23件)	国立大学	琉球大学1	1
	公立大学	熊本県立大学3	3
	私立大学	尚綱大学1, 九州ルーテル学院大学1, 関西大学1, 志学館大学1 久留米大学1, 熊本学園大学3, 鹿児島純心女子大学1, 慶応義塾大学1, 中央大学4	14
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校1, 熊本YMCA学園1, 放送大学2, 公務員ゼミナール熊本校1	5

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 C-1-1-1-2 本学部教員の自治体審議会等への参画状況

年度	件数	兼業先	主な内容
H26	26	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員)</li> <li>・熊本県市町村合併に関する有識者会議委員</li> <li>・熊本県労働審議会委員</li> <li>・熊本県建築士審査会委員</li> <li>・熊本県社会福祉審議会臨時委員</li> <li>・福岡県労働政策審議会委員</li> <li>・熊本県収用委員会委員</li> <li>・熊本県政府調達苦情検討委員会委員</li> <li>・佐賀県消費生活審議会委員</li> <li>・熊本県環境審議会特別委員</li> <li>・熊本県本人確認情報保護審議会委員</li> </ul>

		市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市環境審議会委員 ・熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議委員</li> <li>・人吉市情報公開等審査会委員 ・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員</li> <li>・益城町総合計画審議会委員 ・高森町個人情報保護審議会委員</li> <li>・天草市景観審議会委員 ・天草市建築審査会委員</li> <li>・熊本市政治倫理審査会委員 ・熊本市建築審査会委員</li> <li>・熊本市男女共同参画会議委員</li> <li>・くまもと農山漁村男女共同参画推進会議委員</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員</li> <li>・熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員</li> <li>・公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査会委員</li> </ul>
H27	31	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員)</li> <li>・熊本県消費生活審議会委員 ・熊本県消費者苦情処理委員会委員</li> <li>・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・福岡県労働政策審議会委員</li> <li>・熊本県労働審議会委員 ・熊本県政府調達苦情検討委員会委員</li> <li>・佐賀県消費生活審議会委員 ・熊本県社会福祉審議会臨時委員</li> <li>・熊本県環境審議会特別委員 ・熊本県収用委員会委員</li> </ul>
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市環境審議会委員 ・熊本市建築審査会委員</li> <li>・熊本市総合計画審議会 ・熊本市政治倫理審査会委員</li> <li>・菊池市男女共同参画審議会委員 ・熊本市男女共同参画会議委員</li> <li>・熊本市「(仮称)子育て優良企業」認定基準に関する検討会委員</li> <li>・熊本市景観審議会委員 ・熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議委員</li> <li>・益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員</li> <li>・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員 ・人吉市情報公開等審査会委員</li> <li>・天草市建築審査会委員 ・益城町総合計画審議会委員</li> <li>・高森町個人情報保護審議会委員 ・天草市景観審議会委員</li> <li>・くまもと農山漁村男女共同参画推進会議委員</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員</li> <li>・熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員</li> <li>・公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査会委員</li> </ul>
H28	36	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員)</li> <li>・熊本県行政不服審査会委員 ・熊本県入札監視委員会委員</li> <li>・熊本県労働審議会委員 ・第45期熊本県労働委員会委員(公益委員)</li> <li>・熊本県収用委員会委員 ・熊本県政府調達苦情検討委員会委員</li> <li>・熊本県建築士審査会委員 ・熊本県障害者施策推進審議会委員</li> <li>・熊本県環境審議会特別委員 ・佐賀県消費生活審議会委員</li> <li>・熊本県社会福祉審議会臨時委員 ・熊本県消費生活審議会委員</li> <li>・熊本県消費者苦情処理委員会委員</li> <li>・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・福岡県労働政策審議会委員</li> </ul>
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市環境審議会委員 ・熊本市建築審査会委員</li> <li>・熊本市政治倫理審査会委員 ・熊本市景観審議会委員</li> <li>・宇城市男女共同参画審議会委員 ・人吉市情報公開等審査会委員</li> <li>・人吉下球磨消防組合行政不服審査会委員 ・天草市建築審査会委員</li> <li>・熊本市震災復興検討委員会委員 ・益城町復興計画策定委員会委員</li> <li>・熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議委員 ・天草市景観審議会委員</li> <li>・熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略等策定委員</li> <li>・益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員</li> <li>・菊池市男女共同参画審議会委員</li> </ul>

		その他	・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員
			・熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員 ・熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員 ・公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査会委員 ・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会(公益委員)
H29	28	県	・熊本県農林水産部熊本農産漁村男女共同参画推進会議委員 ・熊本県消費者苦情処理委員会委員 ・熊本県社会福祉審議会臨時委員 ・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・福岡県労働政策審議会委員 ・熊本県消費生活審議会委員 ・熊本県入札監視委員会委員 ・熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員) ・熊本県労働審議会委員 ・第45期熊本県労働委員会委員(公益委員) ・熊本県収用委員会委員 ・熊本県政府調達苦情検討委員会委員 ・熊本県環境審議会特別委員 ・佐賀県消費生活審議会委員
		市町村	・熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員 ・熊本市建築審査会委員 ・熊本市政治倫理審査会委員 ・菊池市男女共同参画審議会委員 ・熊本市特定空家等措置審議会委員 ・熊本市空家等対策協議会委員 ・益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 ・人吉下球磨消防組合第三者委員会委員 ・人吉市情報公開等審査会委員 ・天草市建築審査会委員 ・天草市景観審議会委員

(出典：人文社会科学系事務課資料)

【社会文化科学研究科】

資料 C4-2-8 学内兼任講師・学外講師数

(資料・1-1-5) 学内兼任講師・学外講師数								
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
学内兼任講師	19	19	17	16	16	16	17	15
学外非常勤講師	41	40	41	45	49	50	62	64
* 共にリレー式講義などを含むのべ数								

(出典：2018 人文社会科学系事務課作成資料)

資料 C4-2-9 学外委員、研究成果を活かした他大学等への教育支援状況

交渉紛争解決学領域	大学院担当准教授	放送大学学園	非常勤講師	平成28年04月01日～平成28年09月30日
日本・東アジア文化学領域	大学院担当准教授	尚絅大学	非常勤講師	平成28年04月01日～平成29年03月31日
先端倫理学領域	大学院担当准教授	熊本学園大学	非常勤講師	平成28年04月07日～平成29年03月31日
日本・東アジア文化学領域	大学院担当准教授	一般財団法人 大阪国学院	神道古典 講師	平成28年04月01日～平成29年03月31日
教授システム学専攻	大学院担当教授	ICTプロフェシエンシー検定協会	理事	平成28年04月13日～平成29年03月31日
教授システム学専攻	大学院担当教授	日本放送協会学園高等学校	高等学校ネット学習システム支援のための指導・助言者	平成28年04月13日～平成29年03月31日
教授システム学専攻	大学院担当准教授	熊本大学生協同組合	理事	平成28年05月31日～平成29年05月31日
教授システム学専攻	大学院担当教授	独立行政法人 日本学術振興会	大学教育再生加速プログラム委員会フォローアップ部会委員	平成28年08月23日～平成29年03月31日
教授システム学専攻	大学院担当教授	ゼロイト トーマツ コンサルティング合同会社	RESAS人材育成委員会委員	平成28年09月14日～平成29年03月31日
公共政策学領域	大学院担当教授	熊本市	熊本市職員倫理審議会	平成28年11月30日～平成30年05月25日
教授システム学専攻	大学院担当教授	国立大学法人 佐賀大学	熊本大学リサーチ・フォーミングセンターに活用教育高利用関係構築委員会委員	平成28年10月15日～平成31年03月31日
教授システム学専攻	大学院担当准教授	大塚製菓株式会社	研修講師	平成28年12月13日～平成29年12月12日
教授システム学専攻	大学院担当教授	千歳科学技術大学	大学教育再生加速プログラム「高大接続改革推進事業」外部評価委員	平成29年01月27日～平成29年03月31日
交渉紛争解決学領域	大学院担当准教授	千葉医療福祉専門学校	非常勤講師	平成29年02月06日～平成29年02月08日

審査委員、入試センター関連は除く

(出典：2018 人文社会科学系事務課作成資料)

【法曹養成研究科】

資料 C-1-1-1-1 本研究科教員の自治体審議会等への参画状況

年度	件数	兼業先	主な内容
H26	26	県・弁護士会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県公益認定等審議会委員 ・熊本県財産審議会委員</li> <li>・熊本県弁護士会懲戒委員会委員</li> <li>・熊本県弁護士会綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方労働審議会委員</li> <li>・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・熊本県情報公開審査会委員</li> <li>・徳島県地方自治に関する憲法課題研究会アドバイザー</li> </ul>
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市情報公開審議会委員</li> <li>・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員</li> <li>・天草市情報公開審議会委員 ・天草市個人情報保護審議会委員</li> <li>・大野城市情報公開審査会委員 ・大野城市個人情報保護審議会委員</li> <li>・筑紫野市政治倫理審査会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合情報公開審査会委員</li> <li>・水巻町個人情報保護審議会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員</li> <li>・春日・大野城・那珂川消防組合情報公開審査会委員</li> <li>・春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護審査会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員</li> <li>・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員</li> </ul>
H27	26	県・弁護士会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県公益認定等審議会委員 ・熊本県財産審議会委員</li> <li>・熊本県弁護士会懲戒委員会委員</li> <li>・熊本県弁護士会綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方労働審議会委員</li> <li>・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・熊本県情報公開審査会委員</li> <li>・熊本県個人情報保護審査会委員 ・熊本県消費生活審議会委員</li> </ul>
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市情報公開審議会委員 ・熊本市環境審議会委員</li> <li>・水巻町個人情報保護審議会委員</li> <li>・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員</li> <li>・大野城市情報公開審議会委員 ・大野城市個人情報保護審議会委員</li> <li>・筑紫野市政治倫理審査会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合情報公開審議会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員</li> <li>・春日・大野城・那珂川消防組合情報公開審査会委員</li> <li>・春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護審査会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員</li> <li>・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員</li> </ul>



H28	29	県・ 弁護士 会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県公益認定等審議会委員</li> <li>・熊本県弁護士会懲戒委員会委員</li> <li>・熊本県弁護士会綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方労働審議会委員</li> <li>・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・熊本県情報公開審査会委員</li> <li>・熊本県個人情報保護審査会委員 ・熊本県消費生活審議会委員</li> <li>・熊本県財産審議会委員 ・熊本県固定資産評価審議会委員</li> </ul>
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市環境審議会委員 ・熊本市熊本広域行政不服審査会委員</li> <li>・熊本市開発審査会委員 ・天草市行政不服審査会委員</li> <li>・水巻町個人情報保護審議会委員</li> <li>・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員</li> <li>・大野城市情報公開審査会委員 ・大野城市個人情報保護審査会委員</li> <li>・筑紫野市政治倫理審査会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合情報公開審査会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審査会委員</li> <li>・春日・大野城・那珂川消防組合情報公開審査会委員</li> <li>・春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護審査会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員</li> <li>・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員</li> </ul>
H29	28	県・ 弁護士 会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県公益認定等審議会委員</li> <li>・熊本県弁護士会懲戒委員会委員</li> <li>・熊本県弁護士会綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会綱紀委員会予備委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方最低賃金審議会委員</li> <li>・熊本労働局熊本地方労働審議会委員</li> <li>・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・熊本県情報公開審査会委員</li> <li>・熊本県個人情報保護審査会委員 ・熊本県消費生活審議会委員</li> <li>・熊本県財産審議会委員 ・熊本県固定資産評価審議会委員</li> <li>・九州防衛施設地方審議会委員</li> </ul>
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市環境審議会委員 ・熊本市熊本広域行政不服審査会委員</li> <li>・熊本市開発審査会委員 ・天草市行政不服審査会委員</li> <li>・水巻町個人情報保護審議会委員</li> <li>・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員</li> <li>・大野城市情報公開審査会委員 ・大野城市個人情報保護審査会委員</li> <li>・筑紫野市政治倫理審査会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合情報公開審議会委員</li> <li>・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員</li> <li>・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員</li> <li>・日本年金機構鹿児島北年金事務所鹿児島県地域年金事業運営調整会議委員</li> </ul>

(出典：人文社会学系事務課資料)

さらに、大学の知を広く社会へ還元するため、企業、自治体、一般市民向けの研修会、講演会等への依頼等にも積極的に対応している（参照資料：法学部 C-1-1-1-3～4、社文研 C-4-2-7、法曹養成研究科 C-1-1-1-2）。（中期計画番号 32）

## 【法学部】

## 資料 C-1-1-1-3 講演会・シンポジウムの開催状況

年度	日程	テーマ	参加者数
H26	H260617	憲法シンポジウム「地域に学ぶ憲法」 【会場】文法棟A1教室	200名
	H260927	国際シンポジウム「韓国と日本の刑事法上の現状と問題点」 【会場】韓国テジョン市韓南大学	150名
	H261022	小野泰輔熊本県副知事講演会 【会場】文法棟A1教室	200名
H27	H271226	刑事法講演会「刑法判例に登場する事実の形成過程と刑法的処理」 【会場】文法棟A1教室	200名
H28	H281015	甲斐克則早稲田大学教授講演会「医療安全と法」 【会場】文法棟A1教室	200名
	H281102	熊本市長大西一史氏講演会 【会場】文法棟A1教室	200名
	H281105 ～	法と経済学会・熊本大学法学部共同シンポジウム 「諫早湾干拓訴訟の課題とその解決に向けて」	50名
	H281106	「熊本大学「熊本復興支援プロジェクト」と震災復興」 「リーガルプロセッション養成の社会科学アプローチ」 「「定型約款」規定の民法への導入を考える」 【会場】文法棟A1教室	50名 50名 50名
	H290111	シンポジウム「取調べの可視化をめぐる東アジアの動き」 【会場】文法棟A1教室	200名
	H290121	シンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題」 【会場】文法棟A1教室	250名
H29	H290624	鳴瀬益幸氏講演会「夢への挑戦！」 【会場】教育学部棟教室	150名
	H290703	国際シンポジウム「日本と中国における法治主義の展開と現代的課題」 【会場】文法棟A1教室	150名
	H290807	「熊本地震と法・政策」研究会 濱田絵美氏「自然災害時の二重ローン問題について」 【会場】文法棟共用会議室	25名
	H290906	「熊本地震と法・政策」研究会 倉田賀世氏「震災の社会保障法学的見地に基づく検討—熊本地震から見えること」 【会場】文法棟共用会議室	25名
	H291004	「熊本地震と法・政策」研究会 鈴木桂樹氏「震災とマスメディア～	25名

	報道倫理をめぐって」 【会場】文法棟共用会議室	
H291101	「熊本地震と法・政策」研究会 大日方信春氏「私有財産制のコスト —土地収用の現場から」 【会場】文法棟共用会議室	25名
H291108	熊本市長大西一史氏の講演会「熊本市の地域課題を考える～大学での学び と震災復興」 【会場】文法棟A1教室	250名
H291125	稲葉馨氏講演会「私の国家賠償責任研究を語る－熊大時代を中心に」 【会場】文法棟A1教室	200名
H291206	「熊本地震と法・政策」研究会 伊藤洋典氏「地方議会の震災対応」 【会場】文法棟共用会議室	25名
H300320	「熊本地震と法・政策」研究会 中嶋直木氏「原発法制と自治体」 【会場】文法棟共用会議室	25名

(出典：法学部資料)

資料 C-1-1-1-4 本学部教員の研修講師等の状況

年度	兼業先	業務
H26	九州森林管理局	講習会講師
	熊本生涯学習センター	県民カレッジ主催講座講師
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	日本労使関係研究会	研修講師
	BSIグループジャパン株式会社	PASステアリンググループメンバー
	熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師
	九州農政局	職員研修講師
	北九州市	職員研修講師
	天草市議会	研修会講師
	熊本県労働委員会	研究会講演
	熊本県環境生活部県民生活局	派遣事業講師
	南九州税理士会	研修講師
	熊本県立済々黌高等学校	講演会講師
	天草市	セミナー講師
	専門学校公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	日本機械輸出組合大阪支部	講演会講師
	熊本県立第二高等学校	体験学習講座講師
	矯正研修所福岡支所	研修講師
	鹿屋体育大学	年俸制勉強会講師
	熊本県環境生活部	研修会講師
防衛省人事教育局	講演会講師	
上智大学	非常勤講師	
芦北町	講演会講師	
H27	熊本県立大学	非常勤講師
	矯正研修所福岡支所	研修講師
	熊本県生涯学習推進センター	県民カレッジ主催講座講師(前期・後期)
	筑紫女学園高等学校	出前講義講師

	九州森林管理局	講習会講師
	全国労働基準関係団体連合会	研修講師
	地方農政局	研修講師
	熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師
	熊本市	子育て支援優良企業認定基準策定会議オブザーバー
	熊本県労働委員会	研究会講演
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	慶應義塾大学	非常勤講師
	中央労働委員会	セミナーコーディネーター
	熊本県労働委員会	セミナーコーディネーター
	熊本市	会議オブザーバー
	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会	講習講師
	玉名高等学校	出前講義講師
	長崎北陽台高等学校	出前講義講師
	熊本日日新聞	市民公開フォーラム講師
	長崎南高等学校	出前講義講師
	熊日サービス開発株式会社	社会福祉国家試験対策講座講師
	九州森林管理局	委員会出席
	熊本市PTA協議会	研修会講師
	熊本県高等学校教育研究会地歴・公民部会	講演会講師
	日本機械輸出組合大阪支部	講演会講師
	熊本地方検察庁	講演会講師
	第二高等学校	体験学習講座講師
	公益財団法人くまもと産業支援財団	研修会講師
	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	会議出席
	みずほ情報総研株式会社	シンポジウムパネリスト
	熊本県	男女共同参画アドバイザー派遣事業講師
	専門学校公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	鹿児島大学大学院	審査会委員
	大津町	男女共同参画研修会講師
	鹿屋体育大学	研究セミナー講師
	肥後銀行	人材育成講座講師
	NPO 法人 職場の権利教育ネットワーク	講習会講師
H28	矯正研修所福岡支所	研修講師
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	熊本県立大学	非常勤講師
	全国労働基準関係団体連合会	研修講師
	地方農政局	研修講師
	長崎大学	非常勤講師
	熊本県社会保険労務士会	研修講師
	ランゲート株式会社	シンポジウムパネリスト
	北海道大学大学院法学研究科	研究会報告出席
	国立国会図書館及び立法考査局	説明聴取会出席
	九州森林管理局	委員会出席
	宇城市	研修講師
H29	慶応義塾大学	非常勤講師
	中央大学	非常勤講師
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師
	宮崎県	研修会講師
	熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師

人事院九州事務局	懇談会出席
全国労働基準関係団体連合会	研修講師
NPO 法人くまもと未来ネット	学習会講師
中央大学	非常勤講師
一般社団法人社会調査協会	セミナー講師
鹿児島地方裁判所	研修講師
熊本産業保険総合支援センター	研修講師
矯正研修所福岡支所	研修講師
国際自動車コンプレックス研究会	講演会講師
北九州市	研修会講師
特定非営利活動法人うべ環境コミュニティー	研修会講師
KKT(熊本県民テレビ)	ゲストコメンテーター
ランゲート株式会社	講演会講師
NPO 法人 職場の権利教育ネットワーク	講習会講師
国立社会保障・人口問題研究所	講演会講師
一般社団法人年金総合研究所	講演会講師
文化庁	技術審査専門員
専門学校公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
九州農政局	研修講師
熊日サービス開発株式会社	社会福祉国家試験対策講座講師
九州国有林業生産協会	講演会講師
ベネッセ教育総合研究所	指導助言
会宝産業株式会社	講演会講師
株式会社日刊自動車新聞社	パネリスト
通院医療等研究会	講演会講師
九州森林管理局	委員会出席
桜十字病院	非常勤講師

【社会文化科学研究科】

資料 C4-2-7 講演会等

平成 29 年

学部等名	名称	実施回数	参加者数
文学部総合人間学芸術学研究室	第17回レトロコンサート	1	100
文学部総合人間学芸術学研究室	“語るように奏でる” リュートの響き イタリアのルネッサンス / パロック時代の詩と音楽	1	80
教育学部	実践交流&シンポジウム「そこが知りたい!道徳の教科化」	1	147
教育学部・家政教育	第32回マッチングのためのラウンドテーブル	10	200
教育学部・家政教育	全国高等学校家庭クラブ熊本県研究発表大会	1	400
教育学部美術科・教育学研究科美術専修	熊本大学教育学部美術科 卒業・修了制作作品展	1	720
法学部	講演「医療安全と法」	1	100
法学部	熊本市の地域課題を考える—大学での学びと震災復興—	1	150
法学部	法と経済学会 2016年度全国大会シンポジウム企画	1	100
法学部	シンポジウム「取調べの可視化をめぐる東アジアの動き」	1	130
法学部	シンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題」	1	100
理学部・工学部・自然科学研究科	熊本大学応用解析セミナー	8	83
大学院社会文化科学研究科	第4回公共政策セミナー「震災からの復興を考える—村は不幸を分け合うシステムたりうるか—」	1	50
大学院社会文化科学研究科交渉紛争解決・組織経営専門職コース・交渉紛争解決学領域	震災ADRシンポジウム	1	100
大学院社会文化科学研究科交渉紛争解決・組織経営専門職コース・交渉紛争解決学領域	くまもと未来会議	1	50

学部等名	名称	実施回数	参加者数
大学院社会文化科学研究科交渉紛争解決・組織経営専門職コース・交渉紛争解決学領域	被災地における人々のケア—宗教者の役割とその連携の可能性	1	100
大学院社会文化科学研究科交渉紛争解決・組織経営専門職コース・交渉紛争解決学領域	プロセスワークでセルフケア	1	20
大学院社会文化科学研究科交渉紛争解決・組織経営専門職コース・交渉紛争解決学領域	被災者支援における行政の役割と連携の可能性	1	25
生命科学研究部（保健学系）	シリーズ第6回障がい児訪問看護研修会	8	320
生命科学研究部（保健学系）	再発乳がん患者の化学療法	1	50
生命科学研究部（保健学系）	第7回熊本県在宅ケア研究会フォーラム「自然に暮らして老いるために—高齢者の意思決定支援を考える—」	1	52
生命科学研究部（保健学系）	放射線の基礎と応用	1	50
生命科学研究部（保健学系）	PHITS講習会	1	26
生命科学研究部（保健学系）	遺伝性乳がん卵巣がんへの看護／若年性乳がん患者への看護	1	33
文学部附属永青文庫研究センター	熊本大学×東北大学市民公開講座「今、ともに学び考える！」	1	95

平成 28 年

社会文化科学研究科	英語教育セミナー「グローバル化の進展に対応した英語力の目標と評価の在り方」	1	65
社会文化科学研究科	宇宙論特別講演会「宇宙はどのように始まったのか？—現代物理学の描く創世記—」	1	190
生命科学研究部（保健学系）	乳がん手術療法に置ける看護の役割	1	50
生命科学研究部（保健学系）	チーム医療におけるがん看護専門看護師の役割	1	60
生命科学研究部（保健学系）	がん患者の倫理的課題	1	75
生命科学研究部（保健学系）	最期までその人らしさを支えるケア	1	120
生命科学研究部（保健学系）	実習指導教員のための講演会	2	89
生命科学研究部（保健学系）	自己衛生管理が難しい認知症や精神疾患患者の感染対策～精神科での感染対策からの情報発信～	1	170
生命科学研究部（薬学系）	熊本大学東京オフィスセミナー「天然物創薬のフロンティア」	1	100
発生医学研究所	高校生・市民のための大学特別授業「生命の謎に迫るシンポジウム -きみのチカラが 科学を拓く 未来を創る-」	1	200
教育学部附属幼稚園	全国幼児教育研究会 教育経営研修会	1	205
教育学部附属幼稚園	保育研究協議会	1	127

平成 27 年

社会文化科学研究科 教授システム学専攻	① ② ③ ④ 熊本におけるビジネス人材の育成	ビジネス人材を育成する研修プログラムの実施と検証	熊本経済同友会	①効果的・効率的・魅力的な研修スキルを習得することを目的に、企業の人材育成担当者を対象として、「研修設計入門」セミナー（2015年2月17日・23日、参加者38名、参加企業24社）を実施した。アンケートの結果、研修に対する満足度は高く、参加者の業務に結びついた研修を実施することができた。 ②より効果が期待できる教材設計を含めた研修システムの構築をめざして、研修会後の定期的な参加企業の成果についての調査方法およびパフォーマンスの支援のあり方を検討し、取り組みの充実を図った。
工学部附属革新ものづくり教育センター まちなか工房	① ② ④ リノベーションラボラトリープロジェクト	空きビル再生事業の実践チームの養成と事業実践準備	熊本セントラルマネジメント協議会（事務局：熊本市商工振興課）	成果（再生プラン）のアウトプットについてビル所有者と協議を行った。「リノベーションラボ」については、事業計画推進をファシリテートするプロジェクトマネージャーと意見交換をしながら、実質の計画立案の検討を行うプロジェクトメンバーを選任、協議を行った。

学部等名	名称	実施回数	参加者数
文学部附属永青文庫研究センター	「永青文庫細川家資料の世界とその可能性」第4回熊本大学関西連合同窓会・特別講演	1	180
文学部附属永青文庫研究センター	「熊本城惣構と高麗門―濫坊狼藉と城の機能―」熊本地名研究会例会	1	50
文学部附属永青文庫研究センター	「細川家伝来の織田信長文書と戦国社会」永青文庫冬季展「重要文化財指定記念 信長からの手紙」展特別講演会	1	200
文学部附属永青文庫研究センター	「細川家伝来の織田信長文書の魅力」歴史文化倶楽部講演	1	120
社会文化科学研究科	英語教育セミナー	1	50
大学院先導機構 国際共同研究拠点	公開講義「冷戦後の日本における外交政策の変化」	1	100
教育学部	平成26年度教員養成機能充実シンポジウム	1	111
教育学部	学習指導要領シンポジウム	1	295
教育学部・美術科	卒業・修了制作作品展	1	41
教育学部・家政教育学科	熊本産業ビジネスフェア	1	5000
教育学部・家政教育学科	熊本県福祉機器展	1	20000
教育学部・家政教育学科	熊本大学魅力発展フェア	1	5000
教育学部・家政教育学科	熊本県国公立幼稚園園長会	1	40

平成 26 年

社会文化科学研究科	英語教育セミナー「新学習指導要領を踏まえた指導と評価の在り方」	1	66
社会文化科学研究科	JOINT UNU-Kumamoto University Bioethics Roundtable, KBRT7 "International Dialogue and the Future of Asian Bioethics"	1	120
社会文化科学研究科	交渉紛争解決・組織経営セミナー「プロジェクトのコミュニケーションをシュミレーションする」	1	40
社会文化科学研究科	外国語上達セミナー「これで外国語は面白くなる」	1	76
社会文化科学研究科	岡部勉先生 FD講演会「形而上学と大学改革」	1	15
社会文化科学研究科	公共政策セミナー「住民・職員の参加・協働による地域づくり―福島県飯館村の過去と現在―」	1	20
生命科学研究部(医学系)	第2回熊本ウイルス感染症フォーラム	1	50
生命科学研究部(医学系)	DIF Expert Seminar	1	97
生命科学研究部(医学系)	平成25年熊本運動器疾患懇話会	1	78
生命科学研究部(医学系)	TAIHO Gastric cancer Expert Meeting	1	138
生命科学研究部(医学系)	第4回熊本生物学的製剤研究会	1	50
生命科学研究部(医学系)	熊本強皮症講演会	1	50
生命科学研究部(医学系)	第129回耳鼻科熊本県地方部会総会ならびに学術講演会	1	67
生命科学研究部(医学系)	第7回熊本乾癬病診療連携フォーラム	1	50

(出典：2014 熊本大学データ集 97 頁、同 2015 年 99, 114 頁、同 2016 年 109 頁、同 2017 年 105 頁)

【法曹養成研究科】

資料 C-1-1-1-2 本研究科教員による研修・講演会等の実施状況

実施年月	区分	テーマ・演題等	主催・依頼先
H26.4	研修	平成 26 年会社法改正について	T K C 北九州支部
H27.6	講演	市民のための憲法講座第 14 回	福岡県弁護士会筑後部会
H27.8	研修	平成 26 年会社法改正と中小企業についての会社法セミナー	九州弁護士会連合会



H28.6	講演	市民のための憲法講座：法の支配と裁判所～憲法の番人の役割	熊本県生涯学習センター
H28.8	研修	あっせん業務について	佐賀県社会保険労務士会
H28.9	研修	あっせん業務について	鹿児島県社会保険労務士会
H28.9	参考人報告	ニュージーランドにおける代理懐胎・卵子提供・出自を知る権利と公的管理システム	日本学術会議法学委員会生殖補助医療と法分科会
H28.12	講演	市民のための憲法講座第16回	福岡県弁護士会筑後部会
H29.3	研修	あっせん業務について	佐賀県社会保険労務士会
H29.7	招待講演	生殖補助医療子の出自を知る権利と面会交流	日本受精着床学会（第35回総会）
H29.9	司会報告	シンポジウム・菊池事件再審国賠訴訟とは何か？	菊池事件の再審をすすめる会・ハンセン病問題の解決を願う九州のつどい実行委員会
H29.11	研修	養子縁組制度に関する解説	熊本地区戸籍住民基本台帳事務協議会
H30.2	講演報告	特別養子縁組における『要保護要件』について	アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議（第2回要保護児童の保護法制）
H30.3	講演	憲法を変えるための国民投票とは？	くまみん合志

（出典：法曹養成研究科資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）非常勤講師、各種委員会委員、研修会・講演会等の講師の活動のほかに、シンポジウム等の開催を計画的に行っている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

（観点に係る状況）非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師等の活動の実施に係る資料によれば、いずれにおいても再任・継続されることが多く（資料 C-1-1-1-5 及び資料 C-1-1-1-6）、実績や満足度等の面で活動の成果が上がっている。また、講演会・シンポジウム等の開催においても平成 24 年度までに比べて開催件数が増加しており、特に平成 29 年 1 月 21 日のシンポジウム「熊本地震が提起する法・政策的課題」は、同年 6 月に『法学セミナー』誌に特集記事として採録されて全国的に注目を集めるなど、活動の成果が上がっている（資料 C-1-1-1-7）。（中期計画番号 31）



資料 C-1-1-1-5 本学部教員の平成29年度自治体審議会等への参画に係る再任・継続状況

兼業先	主な内容	依頼年度
県	熊本県消費者苦情処理委員会委員	H27～
	熊本県社会福祉情報保護委員会委員	H26～
	熊本県労働政策審議会委員	H26～
	福岡県消費生活審議会委員	H26～
	熊本県入札監視委員会委員	H27～
	熊本県介護保険審査委員会委員(公益代表委員)	H28～
	熊本県労働審議会委員	H26～
	第45期熊本県労働委員会委員(公益委員)	H28～
	熊本県収用委員会委員	H26～
	熊本県政府調達苦情検討委員会委員	H26～
	熊本県環境審議会特別委員会委員	H26～
	佐賀県消費生活審議会委員	H26～
市町村	熊本市建築審査委員会委員	H26～
	熊本市政治倫理共同審査委員会委員	H26～
	菊池市男女共同参画センター運営委員会委員	H27～
	益城町まち・ひと・とっくづくり推進委員会委員	H27～
	人吉市防犯・安全対策委員会委員	H26～
	人吉市情報公開審査委員会委員	H26～
	天草市建築審査委員会委員	H26～
その他	熊本行政評価事務所行政苦情救済推進会議委員 公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査 会委員	H26～ H26～ H28～
	熊本労働局熊本地方最低賃金審議会(公益委員)	H28～

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 C-1-1-1-6 本学部教員の平成29年度研修講師等の再任・継続状況

兼業先	業務	依頼年度
熊本県くまもと県民交流館	研修講師(男女共同参画)	H26、H27、H28、H29
熊本市男女共同参画センターはあもにい	講座講師	H26、H27、H29
全国労働基準関係団体連合会	研修講師	H27、H28、H29
熊日サービス開発(株)	社会福祉国家試験対策講座講師	H27、H29、
九州森林管理局	講習会講師・委員会出席	H26、H27、H28、H29
公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師	H26、H27、H29
九州農政局	研修講師	H26、H27、H28、H29
矯正研修所福岡支所	法務教官応用科研修講師	H26、H27、H28、H29

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究部(法学系)教員は、大学の兼業規則に則り、上述のとおり複数年にわたり継続して行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を務めている。活動の範囲は自治体等の政策立案等から、企業・一般市民向けの知の還元まで幅広く、社会貢献が充分に行われている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点1-3 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上  
がっているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

人文社会科学部(文学系6分野)教員によって行われている、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップ、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等での

シンポジウム・講演・講話、地域での各種イベント・展覧会等における質疑応答や、イベント後の参加者の満足度を示す多くの意見やコメントが、その種々の活動の成果の大きさの証左となっている。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

人文社会科学研究所（文学系6分野）教員によって行われている様々な地域・社会貢献活動における質疑応答や、イベント後の参加者の満足度を示す多くのコメントや意見がその活動の成果の大きさの証左となっている。

以上の観点から、期待される水準にあると判断される。

### 《法学系》

(観点に係る状況)

資料より、行政機関・弁護士会等において委嘱される各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員の件数が毎年増加している。このような本研究部（法学系）教員の活動により、自治体等においては、その発展・推進に、ひいてはわが国の発展に寄与している。弁護士会においては、各種委員会委員の立場から、弁護士の品位の保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献している。これらの活動は必要不可欠であり、委嘱先の行政機関・弁護士会等から高く評価されている。このことは複数年にわたり継続的に委嘱を受けていることから明らかである（参照資料：法学部 C-1-1-1-2～6、社文研 C-4-2-9、法曹養成研究科 C-1-1-1-1）。（中期計画番号 32）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上述のとおり、本研究部（法学系）教員は自治体・弁護士会等から複数年にわたり継続的に委嘱を受けている。このことは、本研究科教員の社会貢献活動が有意義なものであり、その成果が十分に上がっていることを示している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 1-4 改善のための取組が行われているか。
--------------------------

### 《文学系》

(観点に係る状況)

人文社会科学研究所の地域・社会貢献活動は非常に活発に行われており、また、H29 年度に設置されたばかりということもあり、その地域貢献活動をさらに展開させるべくその体制の維持・発展に努める計画である。具体的な計画としては、公開講座、「21 世紀文学部フォーラム」を充実発展させ、文学系の最新研究を地域社会に積極的に紹介する。文学部附属「漱石・八雲教育研究センター」によるシンポジウムなど行政機関や地域の市民団体と共催するなど連携をより密なる形で実施・運営する。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

人文社会科学研究所(文学系)の地域・社会貢献活動は活発に行われており、また新設の組織としてその地域貢献活動をさらに展開させるべくその体制の維持・発展に努める計画であり、現在のところ特に改善の取り組みの必要は認められない。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

### 《法学系》

(観点に係る状況)

行政機関・弁護士会等における審議会・審査会・委員会等への参画については、専門知識を有する学識経験者としての専門知識・経験及び関連する専門領域における最新の情報・知識等が求められる。このために、各教員の専門分野に応じた学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている(参照資料:法学部 C-1-1-1-8、社文研 C-4-2-6、法曹養成研究科 C-1-1-1-3)。(中期計画番号 32)また、本研究部の兼業手続きの簡素化により、行政機関・弁護士会等への教員派遣が容易になった。

### 【法学部】

資料 C-1-1-1-8 学会・研究会等出張件数

年度	学会	研究会	資料収集等	合計
H26	58	104	35	197
H27	50	89	38	177
H28	40	77	34	151
H29	54	93	19	166

(出典:人文社会科学系事務課資料)

### 【社会文化科学研究科】

資料 C4-2-6 教授システム学センター、教授システム学専攻を通じた貢献

2) 学会・学外委員会等への貢献(代表的なもの。H29～現在のみ)	
年度	学会・委員会名
H29～ 現在	大学 ICT 推進協議会
	EDUCAUSE
	日本イーラーニングコンソシアム(eLC)
	日本オープンコースウェア(JOCW)
	大学 eラーニング協議会
	日本教育工学会 会長
	日本教育メディア学会 理事
	教育システム情報学会 外部理事
	日本医療教授システム学会 副代表理事
	大学連携 e-Learning 教育支援センター四国(主幹校:香川大学) 外部評価委員会・委員
	大学間連携共同教育推進事業「学士力養成のための共通基盤システムを活用した主体的学びの促進」 事業評価委員会・委員、
	大学教育イノベーション日本 幹事
	千歳科学技術大学大学教育再生加速プログラム「高大接続改革推進事業」 外部評価委員会・委員
	Advisory Board member of the School of e-Education (SEED)
	International Board of Standards for Training, Performance and Instruction Fellow

	日本モデル協会 研究開発担当理事	
	日本医療教授システム学会 理事	
	電気学会 (A, B, C 部門) 論文査読委員	
	日本教育工学会 論文査読委員	
	CIEC (コンピュータ利用教育学会) 副会長理事	
	文部科学省 高度専門職業人養成機能強化促進委託事業: 経営系 専門職大学院 (ビジネス分野) におけるコアカリキュラム等の実 証・改善に関する調査研究ワーキンググループ委員	
	日本 e ラーニングコンソーシアム e ラーニングプロフェ ッショナル研修委員	
	Ja Sakai Community2018 幹事	
	特定非営利活動法人くまもと LR ネット 副理事長	
	日本 IMS 協会 技術委員	
	電子情報通信学会教育工学研究会 専門委員	
	文部科学省 「ICT を活用した課題解決型教育の推進事 業」 企画開発委員会	

(出典: センター員の Research Map 登録データを基に作成)

3) 公開講座、出張講演等 (代表的なもののみ)

① 公開講座・主催セミナー

・インストラクショナル・デザイン公開講座  
平成 27 年度～29 年度  
参加者の利便性のため、東京、名古屋、大阪、福岡、熊本の 5 カ所(全 8 回)で開催(入門編 5 回/年、応用編 3 回/年)

参加者数平成 29 年度: 314 (490) (申込み者数)  
※参加者の約半数は、国内高等教育関係者 (教職員及び大学院生)、残半数は企業内教育、行政組織からの参加者

参加者所属組織 (高等教育関係のみ):  
平成 29 年度 (45 組織: うち、国立 6 校、公立 2 校、私立 27 校、その他 10 校)  
【国立】千葉大学、京都大学、徳島大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、【公立】  
県立広島大学、北九州市立大学、【私立】北海道薬科大学、慶應義塾大学、獨協医科  
大学、日本医科大学、北里大学、東邦大学、浜松医科大学、関西大学、大阪経済大  
学、千里金蘭大学、京都精華女子大学、園田学園女子大学、神戸常盤大学、甲南女子  
大学、三育学院大学、大阪キリスト教短期大学、川崎医療福祉大学、広島女学院大  
学、日本赤十字広島看護大学、国際医療福祉大学、久留米大学、福岡大学、福岡女学  
院、日本赤十字九州国際看護大学、長崎外国語大学、活水女子大学、熊本保健科学大  
学、【大学以外】津山高専、北九州工業高等専門学校、北海道リハビリテーション大  
学校、東京 YMCA 医療福祉専門学校、大阪保健福祉専門学校、NHO 熊本医療セン  
ター附属看護学校、熊本総合医療リハビリテーション学院、辻調理師専門学校、辻製  
菓専門学校、関西学研医療福祉学院

地域	大学名（上段：私立 他、下段：国公立・高専）	校数
北海道・東北 (3)	北海道薬科大学、国際医療福祉大学、北海道リハビリテーション 大学校	3
		0
関東(9)	慶應義塾大学、川崎医療福祉大学、獨協医科大学、日本医科大学、 北里大学、東邦大学、東京 YMCA 医療福祉専門学校	7
	千葉大学、理化学研究所	2
東海・北陸(1)	浜松医科大学	1
		0
関西(14)	関西大学、大阪経済大学、千里金蘭大学、京都精華女子大学、園 田学園女子大学、神戸常盤大学、甲南女子大学、三育学院大学、 大阪キリスト教短期大学、大阪保健福祉専門学校、辻調理師専門 学校、辻製菓専門学校、関西学研医療福祉学院	13
	京都大学	1
中国・四国(5)	日本赤十字広島看護大学、広島女学院大学	2
	徳島大学、県立広島大学、津山高専	3
九州(14)	福岡大学、福岡女学院大学、熊本保健科学大学、久留米大学、長 崎外国語大学、活水女子大学、日本赤十字九州国際看護大学、NHO 熊本医療センター附属看護学校、熊本総合医療リハビリテーショ ン学院	9
	九州大学、北九州市立大学、北九州高専、熊本大学、長崎大学	5

・熊本大学 eラーニング連続セミナー（H29 年度分のみ）

第 29 回 熊本大学 eラーニング連続セミナー（2018 年 2 月 1 日）

「医療・看護分野での eラーニングの新展開」

地域包括ケアシステムのオペレーティング・システム「できる」ヘルスケアプロバイ  
ダーの認知能力をインストールする次世代シミュレーション教育について、  
参加者 27 名

②FD 研修講師・大学教育設計コンサルタント派遣（招待講演含む）

平成 29 年度（28 件：うち、国立 6、公立 1、私立 5、その他 16 件）

- (1) コメンテータ、日本医療教授システム学会中四国支部教育事例検討会、山口大学  
(2017/4/15)
- (2) セミナー講師「司法研修所における裁判官研修と課題」、司法研修所（和光市）  
(2017/4/28)
- (3) 招待講演「他者の実践を自分のチカラに変換するインストラクショナル デザイン」フ  
ァシリテーション・シンポジウム 2017in 福岡（日本ファシリテーション協会）（福岡  
市）（2017/5/27）
- (4) 招待講演「もう一度考えよう。やる気を引き出す授業って？-インストラクショナル デ  
ザインと授業改善-」2017 年度日本語教育学会第 1 回支部集会[九州・沖縄支部]、大分  
大学（2017/6/10）
- (5) 九州産業大学 FD 研修講師「授業設計とインストラクショナル デザイン理論」  
(2017/6/20)
- (6) セミナー講師「人材教育にインストラクショナル デザインをインストールする」日経  
B P 社主催「ラーニングイノベーション 2017」、東京国際フォーラム（2017/6/30）
- (7) 研修会講師、日本私立大学連盟創発思考研修、38 名(30 校、38 名)(2017/7/21-22)
- (8) セミナー講師「インストラクショナル・デザインを活用した行動変容」社会教育主事研  
修会、熊本大学（2017/7/24）
- (9) 「看護教員看護教育学研修会」講師、愛知県看護研修センター（2017/8/7-8 & 28-30）

- (10) 北海道内 5 大学による大学院連携事業関連の FD 研修講師（札幌医療大学）  
(2017/9/8)
- (11) 特別講演「KKD（経験と勘と度胸）から ID（インストラクショナル デザイン）へ - 教育の効果・効率・魅力を高めよう！ -」第 19 回日本褥瘡学会学術集会、マリオス（盛岡地域交流センター）（2017/9/14）
- (12) 東都医療大学 FD 講師「インストラクショナル デザインの評価」、幕張国際研修センター（2017/9/21）
- (13) 岐阜聖徳大学 FD 講師「学生の学習意欲を促進する授業をつくろう」  
(2017/9/28)
- (14) 特別講演「インストラクショナル デザインを用いた学修支援の可能性」千葉大学  
アカデミックリンクセンターALPS セミナー、千葉大学（2017/10/6）
- (15) 山梨大学 FD 講師（2017/10/20）
- (16) IMS One Roster 等による標準化を学習関連システムの連携にどう取り入れるか？  
- 事例紹介と今後の展望 -、e ラーニングアワード 2017 フォーラム、ソラシティ、  
東京（2017/10/27）
- (17) 熊本大学における学習支援システムの連携と学修データの集積・分析の取り組みと  
今後の展望、情報処理学会第 16 回情報科学技術フォーラム、東京大学、東京  
(2017/10/27)
- (18) 研修会講師「インストラクショナルデザインを活用したプレゼンテーション術」熊  
本県健康運動指導士研修会、熊本市（2017/10/29）
- (19) 招待講演「その気にさせる保健指導 -ARCS 動機づけモデル-」日本栄養改善学会  
九州地方会、熊本県立大学（2017/11/25）
- (20) 第 1 回日本医療教授システム学会中四国支部事例研究会 アドバイザー、高知県立  
大学（2017/10/29）
- (21) 5 大学連携事業（札幌医大、小樽商科大学、千歳科技大、室蘭工大、北海道医  
療大学）FD 講師、北海道医療大学（2017/11/27）
- (22) 「インストラクショナルデザイン(ID)に基づく教育開発」第 2 回大学教育イノベー  
ションフォーラム「大学教育開発の専門性を探る」、Conference Branch 銀座、東京  
(2017/12/11)
- (23) 招待講演「知プラ e 事業の成果と大学連携 e-Learning の将来展望について」大学  
連携 e-Learning 教育支援センター四国シンポジウム、香川大学（2018/1/15）
- (24) 小倉記念病院看護部教育担当者研修講師（2018/1/21）
- (25) 招待講演「インストラクショナル・デザインとムードル」Moodle Moot Japan  
2018、武蔵大学（2018/2/23）
- (26) 金沢大学 FD 講師「インストラクショナル デザイン入門」（2018/2/27）
- (27) （監修）日本教育工学会主催「大学教員のための FD 研修会(ワークショップ)：大  
学授業デザインの方法  
- 1 コマの授業からシラバスまで -」（東京工業大学、定員 30 名）（2018/3/5）
- (28) インストラクショナル デザインを活用した授業改善（佐賀大学 ICT 活用教育共同  
利用拠点ワークショップ講師）（2018/3/15-16）

## ② その他の実績

### 平成 29 年度

- (1) 熊本経済同友会 教育研修会、3 回/年で開催 参加者数： 84 名
- (2) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国（主幹校：香川大学）外部評価委員会・委員  
(H27-29)
- (3) 佐賀大学 大学間教育共同利用拠点（ICT 活用）運営委員会・委員（H28-29）

- (4) 日本医療教授システム学会 ARCS/ISD セミナー、主任ファシリテータ（年 1 回開催、定員 30 名）  
 (5) 日本医療教授システム学会 ISD 事例検討会、コーディネータ  
 (6) 日本医療教授システム学会 ID 事例検討会、コメンテータ（年 5 回開催）

(H30 教授システム学研究センター自己評価書「RCIS-組織評価-2018-社会貢献-100」より)

【法曹養成研究科】

資料 C-1-1-1-3 本研究科教員の学会、研究会等の参加状況

年度	学会	研究会	研究打合せ・資料収集等	合計
H26	27	28	33	88
H27	26	58	29	113
H28	30	59	40	129
H29	38	96	31	165

(出典：熊本大学旅費システム)

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

上述のとおり、本研究部（法学系）教員は専門領域における最新の情報・知識等を習得するため、学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

##### 《文学系》

- (1) 分析項目 I 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

高い質を維持している。理由は以下の通り。

人文社会科学研究所（文学系6分野）の教員は、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップの主催・共催、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でのシンポジウム主催や講演・講話・講師、地域機関・団体依頼に対する調査書・データ・監修書の作成・提供、地域での各種イベント・展覧会等の実施、地域での各種イベント参加、また、各種学会・機関・団体等の委員・委員長・役員・理事等の任務等々、人文社会系研究所教員として果たし得る、非常に広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている（資料 C-1-1-2-1）。そして、それら様々な活動における質疑応答や、イベント後の参加者の満足度を示す多くのコメントや意見等が、活動の成果の大きさの証左となっている。

##### 《法学系》

（判定結果）質を維持している。

（判断理由）

本研究部（法学系）は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に示された全学の目的にしたがって、同基本方針において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を行っている。具体的には、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすと同時に「本学の教育研究成果の還元」を行っており、また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努めることにより、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」（前掲資料 B-1-1-1-6）や「本学の教育研究成果の還元」（資料 C-1-1-2-2 別途送付）を行っており、その活動は適切に行っている。これらの活動が当該期間中を通じて大きな変動もなく継続していること及び再任の数も相当数あることから、本研究部（法学系）の社会貢献活動は、質を維持している。



V 国際化の領域に関する自己評価書

## 1. 国際化の目的と特徴

### 《文学系》

本研究部は、「熊本大学の国際化戦略・基本ポリシー」、すなわち、地方に立地する国際的に開かれた国立総合大学としての使命を果たすため、我が国において国際化の最先端を行く大学として、広く世界に認められるような国際的存在感のある「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」を目指すという基本ポリシーに則り、グローバル化する知識社会の中で各分野を牽引できる研究を行うとともに、「熊本から海外へ、海外から熊本へ」と、常に国境を越えて活躍することによって、アカデミアに新たな発想と刺激をもたらし、活力のみなざる研究部を目指し、さらに諸外国からの日本への理解の深化に努め、我が国の優れた学術・文化を的確に発信するよう努める。特に、人文社会科学研究所（文学系）においては、活力ある地域社会の発展に寄与するとともに、国際的な文化・学術の発信力を高める人文社会科学の研究拠点の創成を目指し、国際レベルの研究を推進する。特に人文系における心理学、歴史学、社会学などの分野で、海外の大学との連携を強化することで文化の発信力を高め、従来の受容型から発信型へと文化研究を転換させる。人文社会系のこれら柱となる分野を強化することで、人文系諸分野がもつ国際レベルの研究を一層高め、研究の強化だけでなく、地域に貢献し、グローバルに活躍する人材育成を推進する。

#### [想定する関係者とその期待]

本研究部が国際化について想定する関係者は、国際社会における諸教育・研究機関、公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本研究部と関係する国際社会の人々である。

本研究部教職員がそれら教育・研究諸機関等と国際的な情報交換及び学術・研究交流に取り組むことで、「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」としての国際社会に貢献することが期待される。

### 《法学系》

本研究部（法学系）は、「熊本大学の国際化戦略・基本ポリシー」、すなわち、地方に立地する国際的に開かれた国立総合大学としての使命を果たすため、我が国において国際化の最先端を行く大学として、広く世界に認められるような国際的存在感のある「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」を目指すという基本ポリシーに則り、グローバル化する知識社会の中で各分野を牽引できる研究を行うとともに、「熊本から海外へ、海外から熊本へ」と、常に国境を越えて活躍することによって、アカデミアに新たな発想と刺激をもたらし、活力のみなざる研究部を目指し、さらに諸外国からの日本への理解の深化に努め、我が国の優れた学術・文化を的確に発信するよう努める。具体的な取組としては、教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学術交流等に努めている。

#### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本研究部（法学系）は、国際社会における諸教育・研究機関、公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本研究部と関係する国際社会の人々を想定する関係者とし、本研究部の教育・研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

想定される関係者は、本研究部（法学系）の教職員である。前記の目的のために、海外の教育・研究諸機関との情報交換、学術的な交流の取り組みにより成果を上げることが期待される。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

1. 外国人教員数が全教員 66 名のうち、11%にあたる 7 名を確保している。
2. 海外主要大学との学術交流協定締結数を増やし、国際的な学術交流を組織的に推し進めている。
3. 研究部（文学系）独自で「研究専念期間」制度を設け、研究の国際化を促進している。
4. 研究の国際化のため、国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘を積極的に行っている。
5. 研究部（文学系）独自で国際学会発表助成制度を設け、国際学会発表数を組織的に増やしている。
6. 研究部（文学系）独自で学術研究推進経費を予算化し、研究の国際化を積極的に行っている。
7. 日本学術振興会の国際共同研究加速基金及び海外特別研究員等への応募を奨励し、国際共同研究に取り組んでいる。

#### 【改善を要する点】

研究部（文学系）の国際化は順調に進んでいるが、教員数及び予算の削減は続いており、これまで以上に組織資源の選択・集中に取り組む必要がある。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

サバティカル制度に関する規則を制定して、教員の海外研修の機会を確保する努力を行うとともに、海外の主要大学と学術交流協定を締結し、関係教育部局と共同で国際的なシンポジウムや講演会等を開催している。

#### 【改善を要する点】

国際化の一層の展開を進めるために、教員の増員と予算の増加が改善を要する。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ成果を上げていること。

観点 国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。
--

### 《文学系》

（観点に係る状況）

1. 外国人教員数についても学部内に組織戦略委員会を設け、第 3 期及び第 4 期中期目標・中期計画期間中の人員計画を立案し、人材の確保を組織的・計画的に行っている。
2. 他部局と積極的に連携することで、学術交流協定締結数を増やすとともに、研究者それぞれの国際学術交流の機会と密度を高めている。
3. 分野及び学科単位での「研究専念期間」制度利用計画をもとに、年度ごとに利用申請を募り、学部運営会議及び教授会で承認する形を整えている。

熊本大学文学部研究専念期間に関する細則

〈平成28年10月19日教授会承認〉

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人熊本大学教員のサバティカル研修に関する規則(平成22年2月24日制定)第11条の規定に基づき、文学部(以下「本学部」という。)に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教(以下「教員」という。)の研究専念期間の活用に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研究専念期間を活用することができる者は、教員として勤務を開始した日から起算して3年以上継続して勤務した者とする。ただし、研究専念期間、あるいはサバティカル研修を活用したことがある者については、直近の研究専念期間、あるいはサバティカル研修の終了した日の翌日から起算して5年以上継続して勤務した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学部の海外研修助成制度並びに本学の国内研修及び海外研修助成制度の適用を受けた者は、研究専念期間を活用したものとみなす。

(期間等)

第3条 研究専念期間を活用することができる期間は、原則として半年以内の継続する期間とする。ただし、所属学科の同意を得た場合は1年以内の継続する期間とすることができる。

2 研究専念期間の始期は、原則として4月又は10月とする。

(職務の免除)

第4条 研究専念期間中は、所属学科の同意を得て、講義等の教育の一部又は全部を免除し、及び各種委員会業務、教授会への出席、管理・運営に関する役割等を免除する。

(手続)

第5条 研究専念期間を活用しようとする者は、研究専念期間活用申出書(別記様式第1号)により、原則として研究専念期間を開始する前年の10月までに教育研究推進部人文社会科学系事務課に提出しなければならない。

(選考)

第6条 研究専念期間を活用する者の選考は、本学部運営会議において行い、その結果について本学部教授会の議を経るものとする。

(報告書の提出)

第7条 研究専念期間を活用した者は、当該研修期間終了後1か月以内に、研究専念期間報告書(別記様式2号)を文学部長に提出しなければならない。

(学長への報告)

第8条 文学部長は、研究専念期間の活用を承認した場合又は研究専念期間報告書の提出を受けた場合は、学長に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、研究専念期間の活用に関し必要な事項は、文学部長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年10月27日から施行する。

2 この細則の施行の日前に第2条第2項に規定する研修制度の適用を受けた者は、この細則により承認された研究専念期間を活用したものとみなす(ただし、激務委員のサバティカルは除く)。

4 及び 5. 研究部（文学系）独自で国際学会発表助成制度を設け、国際学会発表数を組織的に増やしている。

資料 D-1-1-1-2 文学部国際学会等発表助成制度に関する申し合わせ

文学部国際学会等発表助成制度に関する申し合わせ

平成 24 年 5 月 16 日教授会承認

1. 本制度は、文学部の研究推進のための施策の一環として、文学部所属の専任教員の国際学会等での発表を積極的にバックアップし、国際レベルの研究をさらに活性化することを目的とするものである。
2. 本制度の「国際学会等」とは、国際学会および国際シンポジウムを意味し、少人数の研究会はこれを除く。また、「発表」には、コメンテーターも含む。
3. 国際学会等で発表する教員（海外でサバティカル研修を行っている者を除く）の往復旅費と宿泊費等の一部を、30 万円を上限として助成する。
4. 応募に際して提出が必要な書類は、所定の様式の助成申請書と、当該学会およびシンポジウムの発表者およびコメンテーターとして氏名が明記されたパンフレット・ポスター等とする。
5. 毎年度の応募締切は、4 月末日とする。ただし、一人 1 件とする。
6. 助成対象者は、研究推進・地域連携委員会の議を経て、5 月の運営会議で決定し、教授会で報告を行う。申請者が多い場合は、総額 90 万円の範囲内で一人当たりの助成額を決定する。
7. 助成内容は、以下の通りとする。  
助成日数：学会およびシンポジウムの期間 + 3 日  
助成費内訳：往復航空運賃（エコノミー）、期間中（助成日数）の日当・宿泊費・学会参加費（ただし、懇親会費・excursion 費は除く）  
実費が助成額を上回る場合、不足分を個人研究費から支出することを認める。
8. 科学研究費補助金等との重複執行は、原則として認めない。
9. 4 月末日までに応募した人が少なく、予算に残額が生じることが予測できる場合は、当該年度の 10 月末締切で第 2 回目の募集を行う。
10. 本制度は、平成 24 年 4 月 1 日にさかのぼって適用する。

資料 D-1-1-1-3 文学部国際学会発表助成について（通知）

平成 29 年 4 月 24 日

文学部専任教員 各位

文学部長

平成 29 年度文学部国際学会発表助成について（通知）

標記につきまして、以下のとおり通知いたしますので、助成を希望される方は、締切日までに次の申請書類を人文社会科学系事務課総務担当まで提出願います。

記

（提出物）

1. 平成 29 年度文学部国際学会発表助成申請書
2. 旅費システムによる仮計算結果
3. 申請者が当該学会等の発表者となることが明記された書類  
（学会のプログラム、パンフレット等、内諾のメール等）
4. 申請内容に学会参加費が含まれる場合は、学会参加費が明記された資料

（締切）

平成 29 年 5 月 15 日（月）

【担当】

人文社会科学系事務課  
総務担当 佐藤（2314）

6. 研究部（文学系）独自で学術研究推進経費を予算化し、研究の国際化を積極的にしえ  
している。

資料 D-1-1-1-4 文学部学術研究推進経費の募集について

平成 29 年 4 月 24 日

文学部専任教員 各位

文学部長

平成 29 年度文学部学術研究推進経費の募集について

平成 29 年度の熊本大学文学部学術研究推進経費の公募を開始します。応募される方は公募要項を参照し、下記要領でご応募下さい。

【応募要領】

1. 応募書類

別紙様式に従い、A4（10.5ポイント）の用紙2～3枚に、下記の①～⑨を記載する。

- ① 申請者氏名
- ② 研究課題
- ③ 研究組織（研究代表者・共同研究者、個人研究は研究代表者名）
- ④ 研究の目的
- ⑤ これまでの取組み・準備状況
- ⑥ 本研究助成によって得られる成果の見通し
- ⑦ 過去5年間の科学研究費補助金等、外部資金の申請・獲得状況
- ⑧ 研究資金の必要性
- ⑨ 要求額と内訳

2. 応募書類提出期限・提出先

- ① 応募書類提出期限：平成29年6月30日（金）
- ② 応募書類提出先：人文社会科学系事務課総務担当（担当：佐藤）

3. 報告書の提出

応募書類を踏まえつつ、A4用紙3枚程度に下記項目について報告書をまとめ、当該年度内に提出する。

- ① 氏名
- ② 研究課題
- ③ 研究組織
- ④ 研究の達成状況・得られた知見
- ⑤ 研究成果（論文発表等）
- ⑥ 経費の使途

4. 報告書提出期限・提出先

- ① 提出期限：平成30年3月31日（金）
- ③ 提出先：人文社会科学系事務課総務担当（担当：佐藤）

7. 日本学術振興会の国際共同研究加速基金及び海外特別研究員等への応募を奨励し、国際共同研究に取り組んでいる。

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

上記観点の状況は資料に示したとおりであり、国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められるとともに、目的と計画が広く公表されており、期待される水準にあると判断する。

《法学系》

（観点到に係る状況）

「サバティカル研修に関する規則」を整備し、教員の在外研究期間を確保している（資料 D-1-1-1-1）。（中期計画番号 38）

資料 D-1-1-1-1 熊本大学大学院人文社会科学研究所（法学系）サバティカル研修  
に関する規則

熊本大学大学院人文社会科学研究所における法学系教員のサバティカル研修に関する細則

（平成 29 年 3 月 21 日法学部教授会承認）

（平成 29 年 3 月 8 日法曹養成研究科教授会承認）

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人熊本大学教員のサバティカル研修に関する規則（平成 22 年 2 月 24 日制定）第 11 条の規定に基づき、熊本大学大学院人文社会科学研究所（以下「本研究部」という。）の法学系教員のサバティカル研修の実施に関し必要な事項を定める。

（教員の定義）

第 2 条 この細則において「教員」とは、本研究部の法学系の専任の教授、准教授及び講師をいう。  
（資格）

第 3 条 サバティカル研修に従事することができる者は、本学の教員として勤務を開始した日から起算して 5 年以上継続して勤務し、かつ、本研究部において教育、研究、管理・運営等に特に高い貢献をし、研修後において本学での研究・教育に貢献できる者とする。ただし、サバティカル研修に従事したことのある者については、直近のサバティカル研修の終了した日の翌日から起算して 5 年以上継続して勤務した者とする。

2 本学並びに各種の国内研修及び海外研修助成制度の適用を受けた者は、前項のサバティカル研修に従事したものとみなす。

（研修期間等）

第 4 条 サバティカル研修に従事することができる期間は、原則として 1 年以内の継続する期間とする。

2 サバティカル研修の期間の開始は、原則として 4 月又は 10 月とする。

（人数）

第 5 条 サバティカル研修に従事することができる人数は、原則として前条第 2 項の開始月ごとにそれぞれ 1 名とする。

（職務の免除）

第 6 条 サバティカル研修の期間中は、講義演習指導等の教育、入試関係業務、各種委員会業務、教授会への出席その他本研究科の管理・運営に関する役割等の一部又は全部が免除される。

（選考手続）

第 7 条 サバティカル研修に従事しようとする者は、熊本大学大学院人文社会科学研究所長に対し、サバティカル研修従事申出書（別記様式第 1 号）並びに研究専念及び研究業績公開に関する具体的な研究計画書を、原則としてサバティカル研修を開始する 6 か月前までに提出しなければならない。

2 研究推進委員会は、前項の申出書並びに研究計画書を審議する。

3 研究部長は、前項の審議を踏まえ、総合的に判断し、その結果を法学系研究部会議に諮るものとする。

（報告書の提出）

第 8 条 サバティカル研修に従事した者は、当該研修期間終了後 1 か月以内に、サバティカル研修従事報告書（別記様式第 2 号）を研究部長に提出しなければならない。

2 サバティカル研修に従事した者は、上記のほか、当該研修期間内又は研修期間終了後 6 ヶ月以内に、研究業績を公表しなければならない。

3 サバティカル研修に従事した者が、前項の研究業績を公表した場合は、これを速やかに研究部長に報告しなければならない。

4 研究部長は、前項の報告を受けた場合は、法学系研究部会議に報告するものとする。

（学長への報告）

第 9 条 研究部長は、サバティカル研修を承認した場合又はサバティカル研修従事報告書の提出を受けた場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

2 研究部長は、前条第 3 項に規定する研究業績の公表について、学長に報告するものとする。



<p>(必要な指導)</p> <p>第 10 条 研究部長又は研究部長補佐は、サバティカル研修の趣旨に照らして、サバティカル研修に従事している者又は従事した者に対し、研究業績の公表の促進について、必要な指導を行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 11 条 この細則に定めるもののほか、サバティカル研修の実施に関し必要な事項は、研究部長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。</p>
--

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上記観点の状況は資料に示したとおりであり、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

1. 外国人教員数が全教員 66 名のうち、11%にあたる 7 名を維持している。
2. 海外主要大学との学術交流協定締結数を増やし、国際的な学術交流を組織的に推し進めている。

資料 D-1-1-1-5 学術交流協定校数の推移

平成 28 年度				平成 29 年度			
部局間	大学間(主)	大学間(副)	計	部局間	大学間(主)	大学間(副)	計
5	7	4	12	6	8	5	19

資料 D-1-1-1-6 学術交流協定校名

	責任部局	関係部局		
大学間	グローバル教育カレッジ	文学部	ベトナム社会主義共和国	ハノイ国家大学外国語学部
大学間	工学部	文学部、社会文化科学研究科	フランス共和国	エクス・マルセイユ大学
大学間	社会文化科学研究科	文学部、大学院先導機構、グローバル教育カレッジ	ベトナム社会主義共和国	ベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学

大学間	社会文化科学研究科	文学部・工学部・自然科学研究科	中華人民共和国	上海師範大学
大学間	文学部	グローバル教育カレッジ	ドイツ連邦共和国	ワルシャワ大学
大学間	文学部	自然科学研究科	大韓民国	朝鮮大学校
大学間	文学部	グローバル教育カレッジ、自然科学研究科	アメリカ合衆国	モンタナ大学
大学間	文学部	理学部、永青文庫研究センター	中華人民共和国	安徽大学
大学間	文学部	グローバル教育カレッジ、社会文化科学研究科	台湾	高雄大学
大学間	文学部	法学部	ドイツ連邦共和国	ザールラント大学
大学間	文学部	社会文化科学研究科、グローバル教育カレッジ	中華人民共和国	長榮大学
大学間	文学部	理学部、グローバル教育カレッジ	ドイツ連邦共和国	デュッセルドルフ大学
大学間	法学部	文学部、社会文化科学研究科	フランス共和国	ボルドー・モンテーニュ大学
部局間	文学部	社会文化科学研究科	中華人民共和国	淡江大学
部局間	文学部		ケニア共和国	プワニ大学
部局間	文学部		ドイツ連邦共和国	ボン大学
部局間	文学部	社会文化科学研究科	中華人民共和国	杭州師範大学
部局間	文学部	グローバル教育カレッジ	スイス連邦	チューリッヒ大学
部局間	文学部、グローバル教育カレッジ		デンマーク王国	コペンハーゲン大学

3. 研究部（文学系）独自で「研究専念期間」制度を設け、研究の国際化を促進している。

資料 D-1-1-1-7 研究専念制度利用者数の推移

	平成28年度			平成29年度			計		
	国内	国外	計	国内	国外	計	国内	国外	計
哲学			0			0	0	0	0
歴史学			0		1	1	0	1	1
文学		1	1		2	2	0	3	3
言語・情報学	1		1			0	1	0	1

心理学		1	1			0	0	1	1
社会・人類学			0		1	1	0	1	1
計	1	2	3	0	4	4	1	6	7

4. 研究の国際化のため、国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘を積極的に行っている。

資料 D-1-1-1-7 学会・シンポジウム等への参加及び発表

	平成 2 8 年度			平成 2 9 年度			計		
	国内	国外	計	国内	国外	計	国内	国外	計
哲学		4	4		3	3	0	7	7
歴史学		5	5	2	5	7	2	10	12
文学		8	8		7	7	0	15	15
言語・情報学		1	1		3	3	0	4	4
心理学	1	3	4		2	2	1	5	6
社会・人類学	1	4	5	1	5	6	2	9	11
計	2	25	27	3	25	28	5	50	55

5. 研究部（文学系）独自で国際学会発表助成制度を設け、国際学会発表数を組織的に増やしている。

資料 D-1-1-1-8 国際学会発表助成制度利用者数

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
申請者数	5	4
配分者数	2	4
配分額	440,697	565,526

6. 研究部（文学系）独自で学術研究推進経費を予算化し、研究の国際化を積極的にしえしている。

資料 D-1-1-1-9 学術研究推進経費利用者数

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
申請者数	5	4
配分者数	5	4
配分額	1,600,000	1,000,000

7. 学部運営会議で各学科の希望者情報を定期的に収集し、日本学術振興会の国際共同研究加速基金及び海外特別研究員等への応募を奨励し、国際共同研究に取り組んでいる。

資料 D-1-1-1-10 国際共同研究加速基金活用量

研究者	テーマ	派遣先	基金活用年度	渡航期間
1	ドイツの赤ちゃんポストと関連諸問題における出自を知る権利の扱いに関する研究	ミュンヘン大学附属医学の倫理・歴史・理論学研究所（ドイツ）	平成 28～30 年度	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
2	異種感覚情報統合の学習メカニズムとその神経基盤の解明	ウルム大学（ドイツ）	平成 28～30 年度	平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月

資料 D-1-1-1-11 海外特別研究員制度利用者数

研究者	テーマ	派遣先	制度利用年度	渡航期間
1	アリストテレス道徳教育論の研究：その哲学的基礎と現代的	オックスフォード大学（英国）	平成 28 年度採用	平成 29 年 2 月～平成 31 年 2 月

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

資料のとおり、国際的な研究活動及び交流が積極的に行われており、十分に期待される水準にあると判断する。

《法学系》

（観点に係る状況）

グローバル化する知識社会を牽引するために、教員による国際的な研究活動及び交流を積極的に推進している（参照資料：法学部 D-1-1-1-8、社文研 D-5-1-5、法曹養成研究科 D-1-1-1-1～5）。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学術交流を実施し、関係大学の研究者を招聘して講演会、シンポジウム等を開催している。（参照資料：法学部資料 D-1-1-1-9、社文研 D-5-1-7、法曹養成研究科 D-1-1-1-5）。（中期計画番号 38）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

教員による国際的な研究活動及び交流が積極的に行われており、関係教育部局と共同で交流協定校との学術交流が積極的に行われている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。
--

《文学系》

（観点に係る状況）

1. 外国人教員数は 11% を維持している。
2. 海外主要大学との学術交流協定締結数は増加している。
3. 研究専念期間制度は計画的に運用され、利用者数も増加している。
4. 国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘は増加傾向にある。

5. 国際学会発表助成制度は計画的に運用されている。
6. 学術研究推進経費は計画的に運用されている。
7. 国際共同研究加速基金及び海外特別研究員制度の利用が進んでいる。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

全てにわたって高い実績を維持しており、期待される水準を十分に満たしていると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

協定校との交流が継続的に行われており、また本研究科教員がサバティカル制度を利用し長期の海外研修に従事することができている。さらに、海外の大学で共同研究や特別講演を行う等の成果を上げており、教員のみならず学生の参加者も多い(参照資料: 法学部 D-1-1-1-9、法曹養成研究科 D-1-1-1-1~5)。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

協定校との交流が継続的に行われており、また本研究科教員がサバティカル制度を利用し長期の海外研修に従事することができている。さらに、海外の大学で共同研究や特別講演を行う等の成果を上げており、教員のみならず学生の参加者も多いことから、期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取り組みが行われているか。
------------------------

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

現在、高い水準の活動が行われており、現在の水準を維持する取り組みを継続する。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

実績からわかるとおり、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

教員が長期の海外研修の機会を得るためのサバティカル制度は、法科大学院の設置後、法学部、法曹養成研究科ともに教員の不足のため、長らく実施できていなかった。そのため、平成 29 年度にサバティカル規則を制定して改善を図った(資料 D-1-1-1-1)。その結果、教員 1 名が平成 30 年度にサバティカル制度を活用した海外研修を行う予定である。また、予算不足を補うために外部資金の利用を奨励しているが、その結果、平成 29 年度科研費国際共同研究加速基金を利用した海外研修が実施された(参照資料: 法学部 D-1-1-1-9)。

(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

サバティカル規則の新設や科研費の利用により、久しく行われていなかった長期の海外研修が行われるようになったことから、期待される水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

##### 《文学系》

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由)

外国人教員数は高い水準を維持するとともに、海外主要大学との学術交流協定締結数は増加している。また、研究部（文学系）独自の研究専念期間制度や学術研究推進経費、国際学会発表助成制度、また国際共同研究加速基金及び海外特別研究員制度の積極的利用により、国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘は増加傾向にある。

このように、今回の平成 28 年度・同 29 年度の評価期間については、前回の評価期間（平成 22 年度～25 年度）に比べて、本研究部の国際的活動は拡大しており、国際化の面で改善・向上したと評価できる。

##### 《法学系》

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由)

教員が長期の海外研修の機会を得るためのサバティカル制度は、法科大学院の設置後、法学部、法曹養成研究科ともに教員の不足のため、長らく実施できていなかったが、平成 29 年度にサバティカル規則を制定して改善を図り、また、予算不足を補うために外部資金の利用を奨励した結果、平成 29 年度科研費国際共同研究加速基金を利用した海外研修が実施された。

また、本学の大学間又は部局間交流協定校を中心に学術交流を実施し、関係大学の研究者を招聘して講演会、シンポジウム等を開催するなど、協定校との交流を中心に国際的な学術交流が継続的に行われており、協定校数、交流事業ともに増加している。

このように、今回の平成 28 年度・同 29 年度の評価期間については、前回の評価期間（平成 22 年度～25 年度）に比べて、本研究部の国際的活動は拡大しており、国際化の面で改善・向上したと評価できる。

VI 管理運営に関する自己評価書



## 1. 管理運営の目的と特徴

### 《文学系》

熊本大学は研究拠点大学を目指し、従来の部局組織の枠にとらわれない柔軟な組織体制の必要制から全学的に教員組織を教育プログラムから分離することとし、平成 21 年 1 月大学院生命科学研究部設置、平成 28 年 4 月大学院先端科学研究部設置に続いて、人文社会科学系教員の所属研究組織として平成 29 年 4 月大学院人文社会科学研究所が設置された。

本研究部は文学系と法学系の教員で構成され、文学系の教員で構成される大学院人文社会科学研究所（文学系）は、文学部及び大学院社会文化科学研究科から新たに設置した大学院人文社会科学研究所に異動（所属）させることにより、教育プログラムの機動的かつ柔軟な見直し、これまでの学問分野にとらわれることなく時代の要請に応えた研究課題への取組や学際・融合研究の進展についての検討の進展が期待されている。

本研究部の管理運営体制として、規則・予算・将来構想・研究推進等の審議を行うために、教授会を設置するとともに、その下に運営会議、文学系研究部会議（及び法学系研究部会議）を置き、機動的な管理運営のために研究部長、研究部長補佐及び副研究部長も任命されている。

#### [想定する関係者とその期待]

- ・ 大学院人文社会科学研究所（文学系）の教員、関連する教育組織である文学部、大学院社会文化科学研究科の卒業生及び就職先、共同研究、地域社会の関係者を想定し、充実した研究環境、地域貢献が期待されている。

### 《法学系》

- ・ 平成 29 年度に設置された大学院人文社会科学研究所（法学系）は、関係各教育部局（法学部、大学院社会文化科学研究科、同法曹養成研究科）に所属していた法学系教員を同一の部局に配属することにより、研究大学として熊本大学全体の研究機能の強化に貢献するとともに、関係各教育部局の教育責任および社会貢献・国際化等にかかる責任を各教員が等しく負担することにより、それらの機能の高度化と効率化を目的としている。このような目的を達成するために必要な管理運営体制が敷かれるべきであるが、本自己評価の対象となる平成 28 年度、29 年度は関係各教育部局から研究部に所定の権限を移管する過渡期にあたる。そのため、設置当初関係教育部局から移管されたのは人事に関する事項が中心で、予算に関しては平成 30 年度までは関係教育部局において処理されることとなっている。
- ・ 本研究部（法学系）の管理運営体制としては、法学系（法学分野、公共政策学分野、紛争解決学分野）の全教員からなる研究部会議（法学系）を置き、研究部の研究、社会貢献、国際化に関する事項を審議している。また、また人事については、全教員から選挙によって選ばれた教員による人事委員会が、組織評価については研究部（法学系）評価委員会が審議を行っている。
- ・ 事務組織として、教育研究推進部人文社会科学系事務課を置き、総務担当及び教務担当によりサポートを行っている。

#### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本研究部（法学系）では、関係者として、研究部（法学系）所属教員、国、地方自治体等の官庁、企業、NPO 法人等の社会貢献先を想定する。

これらの関係者のうち、所属教員に関しては、人事情報の開示を含む適切な人事管理が、社会貢献先からは本研究部（法学系）の各種情報を提供し、本研究部の活動に係る貢献活動の適切な管理と運営を行うこと等の期待を受けている。

本研究部(法学系)に係る活動については関係教育部局のウェブサイトにて公表しており、資料を掲載し、随時更新している。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

全学的に教員組織を教育プログラムから分離する方針に基づき設置された大学院人文社会科学研究所では、新たな教授会の設置及び研究部長の選任が行われ、教授会の下には、運営会議、さらに文学系、法学系それぞれの専門分野に関する事項を審議する文学系研究部会議及び法学系研究部会議を置き、研究部長を補佐する研究部長補佐及び副研究部長も選任し、機動的かつ適切な管理運営を行っている。

#### 【改善を要する点】

老朽化した施設設備の改善が必要である。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

研究部発足当初から人事委員会を設置して適切な人事管理を行っている。

関係教育部局と連携して、適切に社会貢献活動、国際化に関する活動を管理・運営している。

#### 【改善を要する点】

文学系との話し合いにより、研究部設置に伴う研究部全体の管理運営のあり方を速やかに決定する必要がある。

大学全体の予算規模縮小の状況で、充実した研究・教育環境の整備や保守、更新を行うことが今後の課題である。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

観点 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

### 《文学系》

(観点に係る状況)

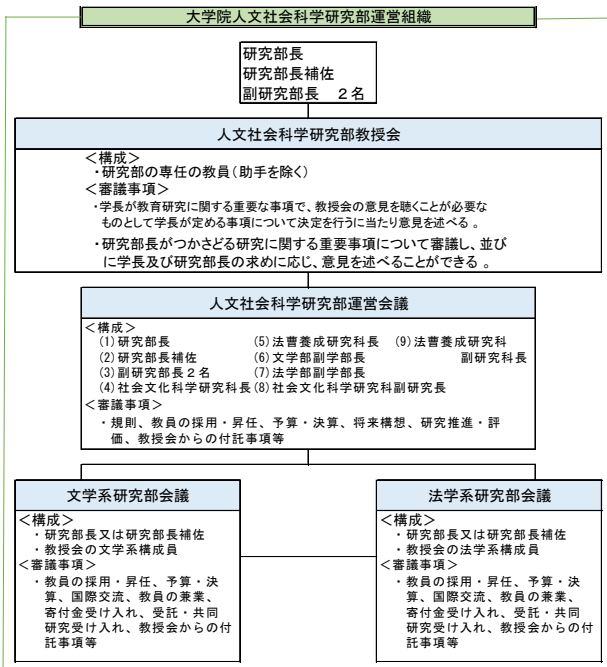
本研究部に教授会を設置するとともに、その下に運営会議を設置し、規則・予算・将来構想・研究推進等の重要事項を審議している。さらに大学院人文社会科学研究所の文学系専任教員で構成される文学系研究部会議では、文学系の予算、国際交流、社会貢献、研究に関する事項を審議している。(資料 E1-1-1)

事務組織として「人文社会科学系事務課」を置き、課長、副課長、総務担当及び教務担当を配置しており、本研究部と事務組織は連携体制を構築し、それぞれ適正な規模と機能を有している。(資料 E1-1-2-1) (資料 E1-1-2-2)

危機管理に係る体制として、緊急連絡網を整備し、不測の事態に備えるとともに、「地区隊自営消防組織」を編成し、隔年で消防・防災訓練を実施し、多数の学生・教職員が参加している。(資料 E1-1-3-1) (資料 E1-1-3-2)

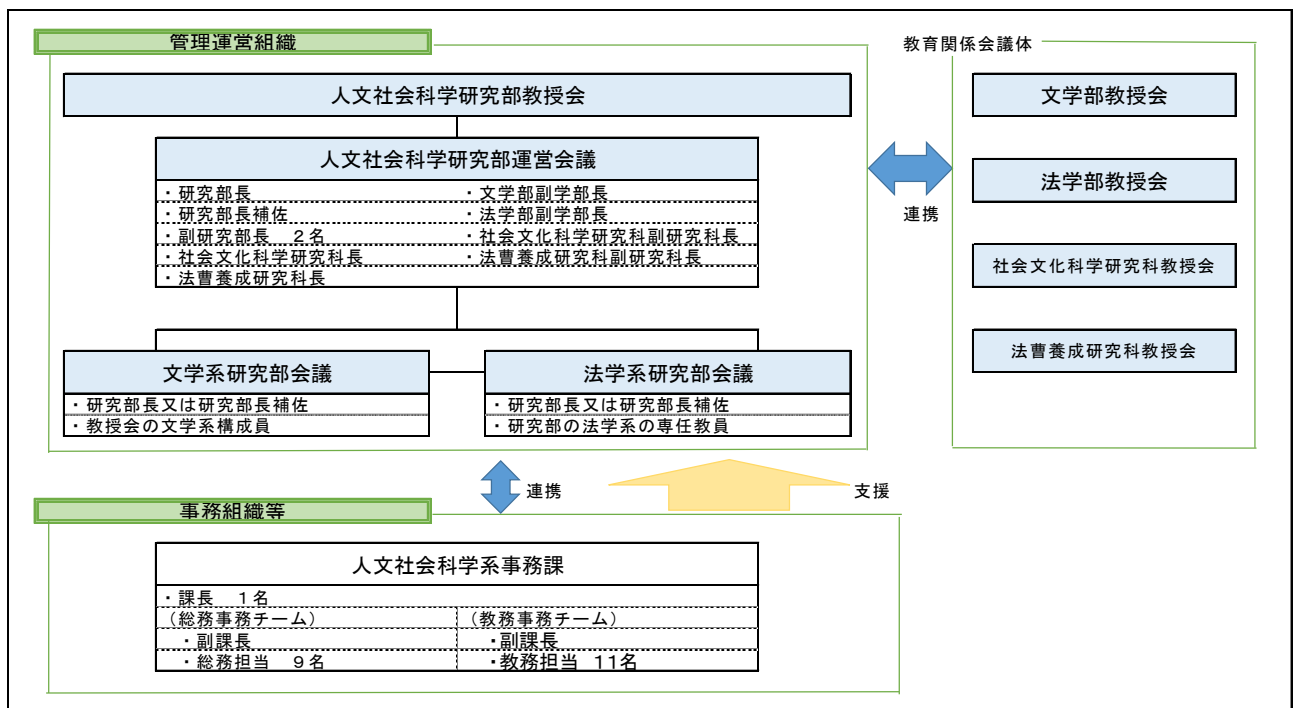
研究費の不正防止については、「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づいて管理体制を構築している。(資料 E1-1-4)

資料 E1-1-1



(出典：「熊本大学大学院人文社会科学研究部規則」及び「熊本大学大学院人文社会科学研究部教授会規則」より抜粋)

資料 E1-1-2-1



(出典：「熊本大学大学院人文社会科学研究部教授会規則」より抜粋及び「人文社会科学系事務課」資料)

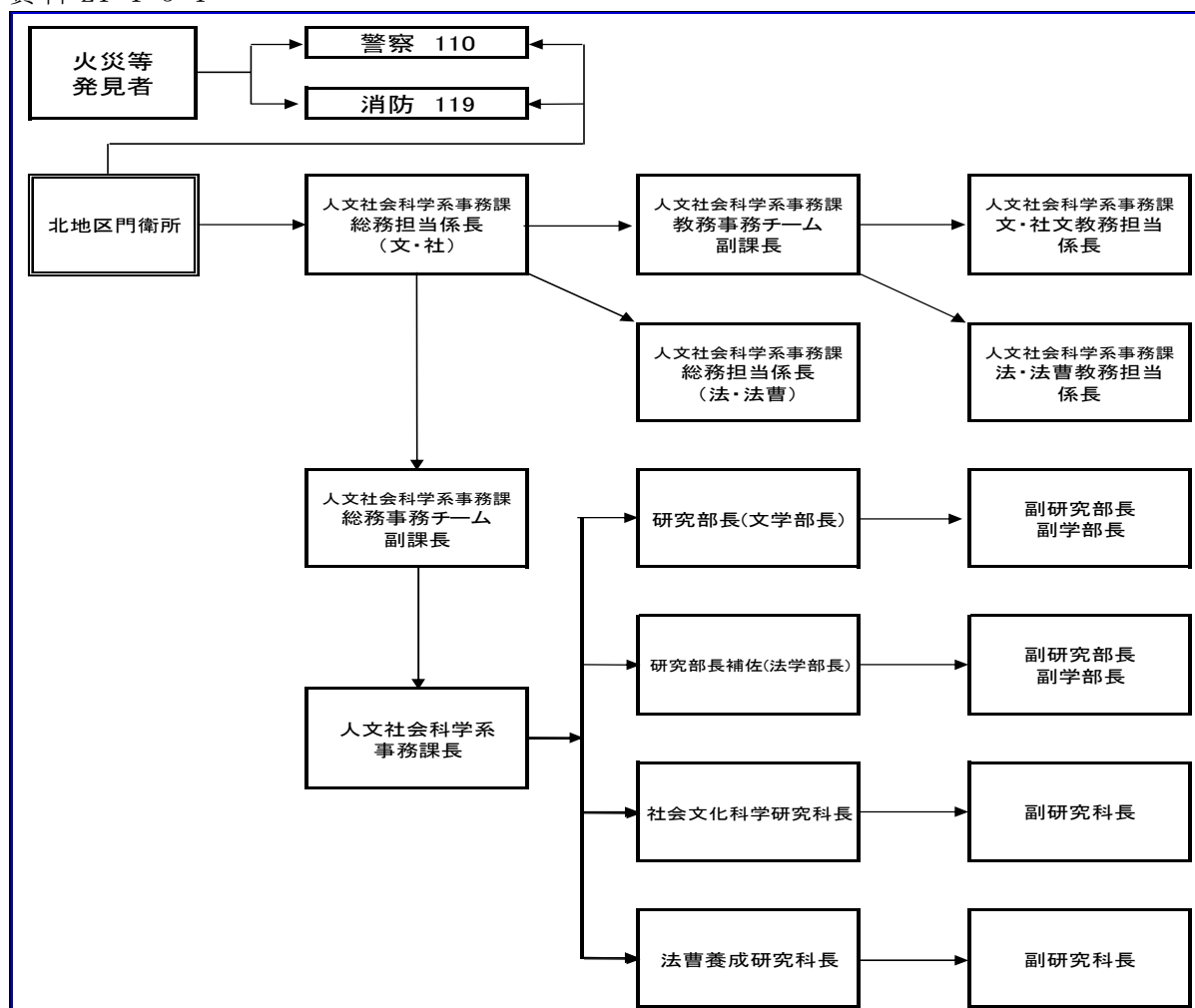
資料 E1-1-2-2：各種会議の開催日及び事務課職員参加状況

会議名		開催日	課長	総務副課長	教務副課長	文・社文総務	法・法曹総務	文・社文教務	法・法曹教務
大学院 研究部 人文社会科学	教授会	不定期 (第3水曜日)	○	○	○	◎ (交互)	◎ (交互)		
	運営会議	第2水曜日	○	◎	○	○	○	○	○
	文学系研究部会議	第3水曜日	△		○	◎			
	法学系研究部会議	第3水曜日	▽	○			◎		

◎：議事録 ○：陪席 △/▽：交互陪席

(出典：人文社会科学系事務課資料)

資料 E1-1-3-1



(出典：人文系四部局における緊急連絡網)

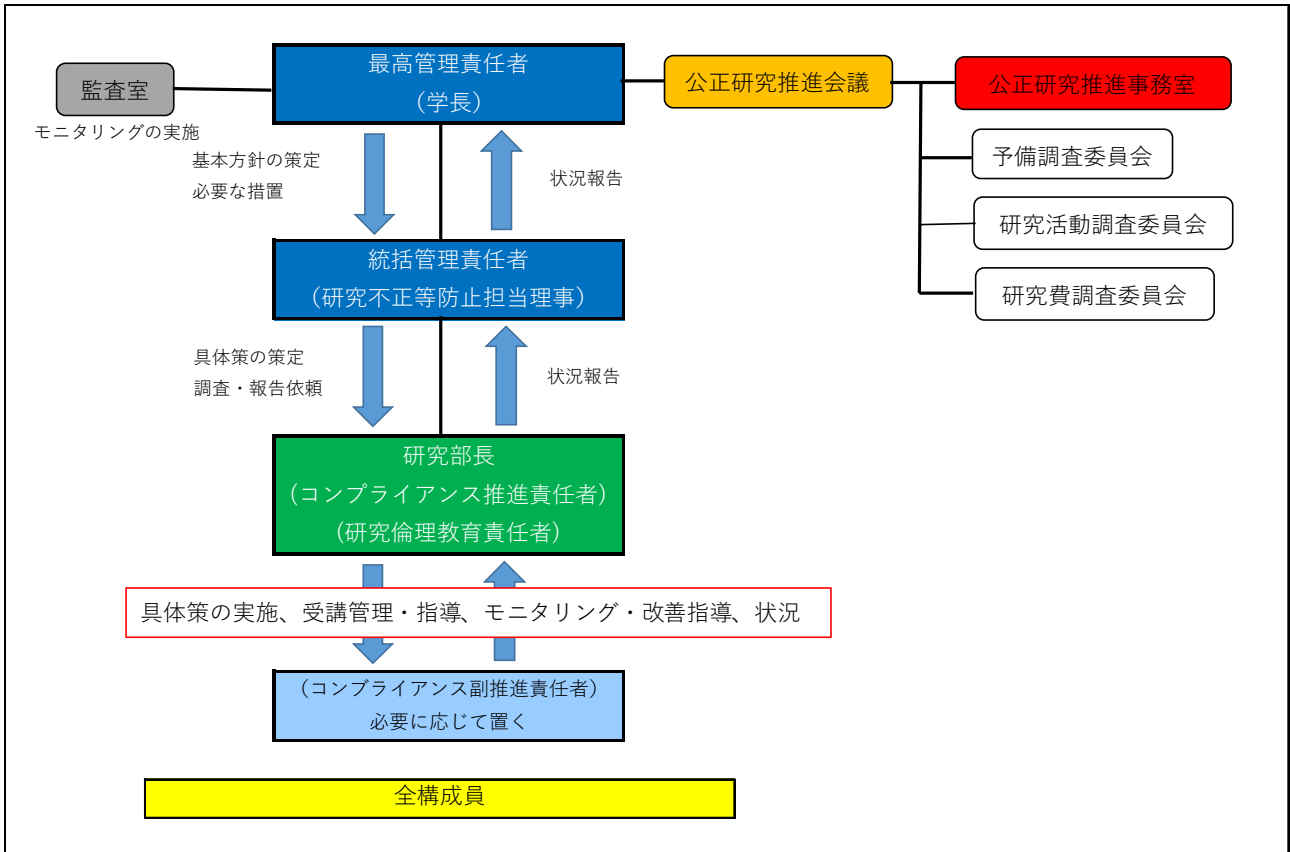
資料 E-1-1-3-2

## 自衛消防組織編成表 (人文社会科学系地区隊)

地区隊長	
人文社会科学系事務課長	
副地区隊長	
副課長(総務事務チーム)	
	通報連絡班
	班長: 文学部・社文研 総務担当係長
	・副課長(教務事務チーム)
	・文学部・社文研 総務担当
	初期消火班
	班長: 法学部・法曹研 総務担当係長
	・法学部・法曹研 総務担当
	・社会文化科学研究科 教務担当
	・法学部 研究事務室教職員
	避難誘導班
	班長: 法学部 教務担当係長
	・法曹養成研究科 教務担当
	・法学部 教務担当
	・文学部総合人間学科 研究事務室教職員
	・社会文化科学研究科 研究事務室教職員
	・法曹養成研究科 研究事務室教職員
	救出救護班
	班長: 文学部 教務担当係長
	・文学部 教務担当
	・文学部文学科 研究事務室教職員
	・文学部歴史学科 研究事務室教職員
	・文学部コミュニケーション情報学科 研究事務室教職員

(出典: 自衛消防組織編成表 (人文社会科学系地区隊))

資料 E-1-1-4



(出典：熊本大学における公正な研究活動の推進についての「公正な研究活動及び公正な研究費の執行を推進する新体制」より)

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

本研究部は、教授会の下に運営会議、文学系研究部会議を置き、機動的かつ適切な管理運営体制がなされ、事務組織との連携も適切に行われている。

危機管理に係る体制としての組織は適正な規模・機能を有している。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部においては、全専任教員からなる研究部会議（法学系）を置き、研究、社会貢献、国際化に関する重要事項を審議している（前掲資料 E-1-1-1、資料 E-1-1-1-1）。研究部会議の下には人事委員会（資料 E-1-1-1-2）及び評価委員会を置き、研究部執行部、さらには全学委員会との連携を図っている。

また、事務組織として課長、係長（2名）、総務担当（3名）及び教務担当（2名）を配置している。さらに、学部の研究・教育の支援業務を分掌する研究事務室（法学部図書室）に助手（1名）を配置している。

管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、学部内の関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している（前掲資料 E-1-1-2-1～2）。

また、危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づき、研究部における管理体制を

構築している（前掲資料 E-1-1-4）。また、災害への備えとして緊急連絡網の整備・自衛消防組織の編成等により不測の事態に備えるとともに、隔年ごとに消防・防災訓練を実施し多数の学生・教職員（平成 29 年度は約 110 名）の参加を得ている（前掲資料 E-1-1-3-1～2）。（中期計画番号 78）

資料 E-1-1-1-1 研究部会議における審議事項等

第 8 条

- 1 教授会に、規則第 8 条の規則に基づき、文学系研究部会議及び法学系研究部会議を置く。
- 2 文学系研究部会議は、第 2 条のうち、文学系教員をもって組織する。
- 3 法学系研究部会議は、第 2 条のうち、法学系教員をもって組織する。
- 4 研究部会議は、それぞれ文学系又は法学系に係る次の事項を審議する。
  - (1) 教員の採用及び昇任等に関する事。
  - (2) 予算及び決算に関する事。
  - (3) 国際交流に関する事。
  - (4) 教員の兼業に関する事。
  - (5) 寄附金の受入れに関する事。
  - (6) 受託研究及び共同研究の受入れに関する事。
  - (7) 教授会から付託された事項に関する事。
  - (8) その他管理運営に関し、議長が研究部会議で審議することが必要と認める事項。
- 5 研究部会議に、それぞれ議長を置き、研究部又は研究部長補佐をもって充てる。

（出典：人文社会科学研究所教授会規則から抜粋）

資料 E-1-1-1-2 研究部（法学系）人事委員会における審議事項等

（任務）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する任務に当たる。

- (1) 行動計画及び人事計画の策定に関する事。
- (2) 教員選考委員会の設置の発議に関する事。
- (3) その他委員長が必要と認めた事項
- 2 前項第 1 号及び第 3 号については、法学系研究部会議の承認を得るものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の発議にあたっては、人事委員会は、教員選考を必要とする教育研究分野又はその近接する教育研究分野の意見を聴取する。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法学部長
- (2) 法曹養成研究科長
- (3) 社会文化科学研究科長又は副研究科長
- (4) 法学部副学部長 2 人
- (5) 法曹養成研究科副研究科長
- (6) 法学系研究部会議選出の教授 2 人

第 4 条 委員会に委員長を置き、法学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（出典：人文社会科学研究所（法学系）人事委員会規則から抜粋）

観点 構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

教員全員で構成され定期的に開催している文学系研究部会議及び各種委員会等の会議で活発に意見交換を行い、改善が必要な事項については適切に対応している。事務職員についても、文学系研究部会議、各種委員会等開催前に行う事前打ち合わせにおいて意見交換を行い、会議においても担当者が陪席し、意見等の提示や提案を行っている。さらに文学部・法学部・大学院社会文化科学研究科・大学院法曹養成研究科の4部局と共同で熊本県、熊本市、熊本県市長会、熊本県町村会からの学外者を含む委員で構成される人文社会系地域連携会議を開催し、意見やニーズを把握し改善に努めている。（資料 E2-2-1）

資料 E2-2-1：人文社会科学系地域連携会議

#### 国立大学法人熊本大学人文社会系地域連携会議要項

（目的）

第1条 国立大学法人熊本大学人文社会系地域連携会議（以下「連携会議」という。）は、国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）における地域連携推進の一環として、人文社会系の学生ほか熊本県全域の自治体職員の教育を通じ、地域の更なる発展に寄与するとともに地域が抱える政策課題等の解決に向けた連携及び協議の場とすることを目的とする。

（委員）

第2条 連携会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部長
- (2) 法学部長
- (3) 社会文化科学研究科長
- (4) 法曹養成研究科長
- (5) 熊本市長
- (6) 熊本県市長会会長
- (7) 熊本県町村会会長
- (8) 熊本県副知事

2 前項第5号から第8号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第5号から第8号までの委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

（協議事項等）

第3条 連携会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学生及び自治体職員の教育に関する事。
- (2) 地域における人材活用に関する事。
- (3) 地域における政策課題及び諸課題の解決に関する事。
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（出典：「国立大学法人熊本大学人文社会系地域連携会議要項」より抜粋）

（水準）

期待される水準にある。



(判断理由)

構成員、学外関係者等から意見やニーズを聴取する会議を開催し、意見やニーズの把握を行い、出された意見やニーズについて意見交換を行い適切に管理運営に反映させている。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

人社系四部局共同で熊本県、熊本市、熊本県市長会、熊本県町村長会との間で地域連携会議を開催している(前掲資料 E-2-2-1)。連携会議で出された要望等に対しては、関係部局で検討の上、改善可能な事項については積極的に対応している。

学内に関しては、関係教育部局と連携して学生、教職員の意見を聴取しており、要望等に対しては、関係部局で検討の上、改善可能な事項については積極的に対応している(参照資料：法学部 E-1-1-1-7～8、社文研 Z-1-2-1～2、法曹養成研究科 E-1-1-1-7)。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究部は、関係教育部局と連携して構成員及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的に設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。
---

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

各種研修会の案内について、受講対象者にメールにより周知及び募集を行い研修会への参加を推進し、全教職員又は管理責任者を対象とする情報セキュリティ研修、研究者向けの研究倫理教育受講等について、該当教職員に受講を呼びかけるとともに積極的に参加し、管理運営に関する資質の向上を組織的に行っている。

また、管理運営のための事務組織を十分に機能させるべく、事務職員は種々の研修に参加している。(資料 E1-3-2)

資料 E1-3-2：事務職員の研修参加状況

職名	参加者数(人)*		主な研修プログラム(主催)
	H28年度	H29年度	
事務課長	0	2	・熊本大学課長・副課長級職員を対象とした研修(学内) ・情報セキュリティ研修(事務部門指導者コース)(学内) ほか
副課長	1	4	・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内) ・熊本大学課長・副課長級職員を対象とした研修(学内)ほか
係長	2	0	・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内)
主任	1	0	・熊本大学学務系職員研修会(学内)
係員	9	5	・新採用事務職員研修(学内) ・採用2年次事務職員フォローアップ研修(学内) ・採用3年次事務職員フォローアップ研修(学内) ・熊本大学中堅職員研修(学内) ・熊本大学学務系職員研修会(学内) ・人事・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内) ・九州地区学生指導研修会(学外) ・労務関係実務担当者を対象とした研修(学内) ・共通スキル育成研修「英語研修(海外集中レッスン型)」(学内)
事務補佐員	0	0	
計	12	11	*参加者数は延べ人数

(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

管理運営に関わる教員及び事務職員の研修等を受講する体制がとられ、積極的に受講を行っており、管理運営の向上に取り組んでいる。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部の管理運営組織である研究部会議は、研究部長補佐をはじめとして研究部所属全教員で構成されている。研究部長補佐をはじめ各教員は、全学の主要委員会委員を努めており、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から、業務の運営・管理を行っている(前掲資料 E-1-1-1)。全学委員会で得た情報、新規ルール等については、各委員より研究部会議で個別に報告が行われ、周知されている。

さらに、全学の教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修や、事務職員については、各職域に応じた学内外の研修受講を積極的に推進しており、資質の向上と自己研鑽に努めている(前掲資料 E-1-3-2)。(中期計画番号 64)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

研究部会議構成員は、全学の政策決定過程への参画により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員についても様々な研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目 II 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

熊本大学の研究力向上のため教員組織と教育組織の分離を進め教育研究組織の見直しを行う第3期中期目標・中期計画により、平成29年度に本研究部が設置されたため、組織評価は、まだ実施していないが、本研究部設置前に構成員が所属していた文学部及び大学院社会文化科学研究科では、自己点検及び評価を定期的実施し、熊本大学のホームページ上に公開しており、本研究部においても今後定期的に組織評価を行い、自己評価を熊本大学のホームページ上に公開する予定である。

(水準)

該当なし。

(判断理由)

平成29年度に設置されたため本研究部での自己点検評価等を実施していないため。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部(法学系)は、法学系独自の評価委員会を設けて、関係教育部局と協力して研究部所掌の活動等の状況について、自己点検・評価を実施することとしている(参照資料:法学部 E-1-2-1-1~4、社文研 Z-2-1-1~2、法曹養成研究科 E-1-2-1-1)。研究部所掌の事項に関しては関係教育部局と有機的連携を図りつつ、評価の実施及び改善に向けた取組を行っている。

評価結果の公表については、関係教育部局のウェブサイトにて公表している(中期計画番号 70, 72)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

関係教育部局と連携して定期的に自己点検・評価を実施している。評価の実施に際し

ては、評価委員会を中心に関係教育部局との連携の下、課題の抽出から改善に至る一連の実施体制を構築している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部は、平成29年度設置のため評価は行われていない。

(水準)  
該当なし。

(判断理由)  
該当なし。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部に関する評価は、設置後 2 年目であり、今回が初めてのため該当しないが、関係教育部局においては適切に実施されている。

観点 評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

- ・ 本研究部は、平成 29 年度設置のため評価は行われていない。

(水準)  
該当なし。

(判断理由)  
該当なし。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部に関する評価は、設置後 2 年目であり、今回が初めてのため該当しないが、関係教育部局においては適切に実施されている。

分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

観点 目的(学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。)が適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部の設置経緯及び目的についての情報を熊本大学ホームページに掲載するとともに、本研究部の構成教員が担う教育情報については、教育関係部局のホームページに掲載され構成員だけでなく、学外にも公表している。

(水準)  
期待される水準にある。

(判断理由)  
熊本大学ホームページに掲載し、構成員だけでなく学外にも広く周知・公表している。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部の設置経緯及び目的についての情報を熊本大学ホームページに掲載するととも

に、本研究部の構成教員が担う教育情報については、教育関係部局のホームページに掲載され構成員だけでなく、学外にも公表している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

熊本大学ホームページに掲載し、構成員だけでなく学外にも広く周知・公表している。

観点 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

(観点到係る状況)

本研究部は該当しない。

(水準)

該当なし。

(判断理由)

該当なし。

観点 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条に規定される事項を含む。)が公表されているか。

#### 《文学系》

(観点到係る状況)

本研究部構成員の教育研究活動等について、教育については担当する教育部局のホームページ、研究等についても熊本大学のホームページで積極的に公表している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

熊本大学のホームページにおいて、教育、研究及び社会貢献等に関する情報を学内外に公表周知している。

#### 《法学系》

(観点到係る状況)

教育研究活動等についての情報の公表は、関係教育部局において当該部局の案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト等の各種媒体を通じ積極的に公表している(参照資料: 法学部 E-1-3-1-1~6、社文研 Z-3-1-1、Z-3-2-1、Z-3-3-1~2、法曹養成研究科 E-1-3-1-1~4)。(中期計画 72, 74)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

教育研究活動等については、教員の担当する専門分野における教育上又は研究上の業績をはじめ、高度な教育上の指導能力を有することを示す資料を関係教育部局において公表している。

また、専任教員については、その専門知識を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表しており、社会に向けた情報発信に取り組んでいる。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目 VI 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

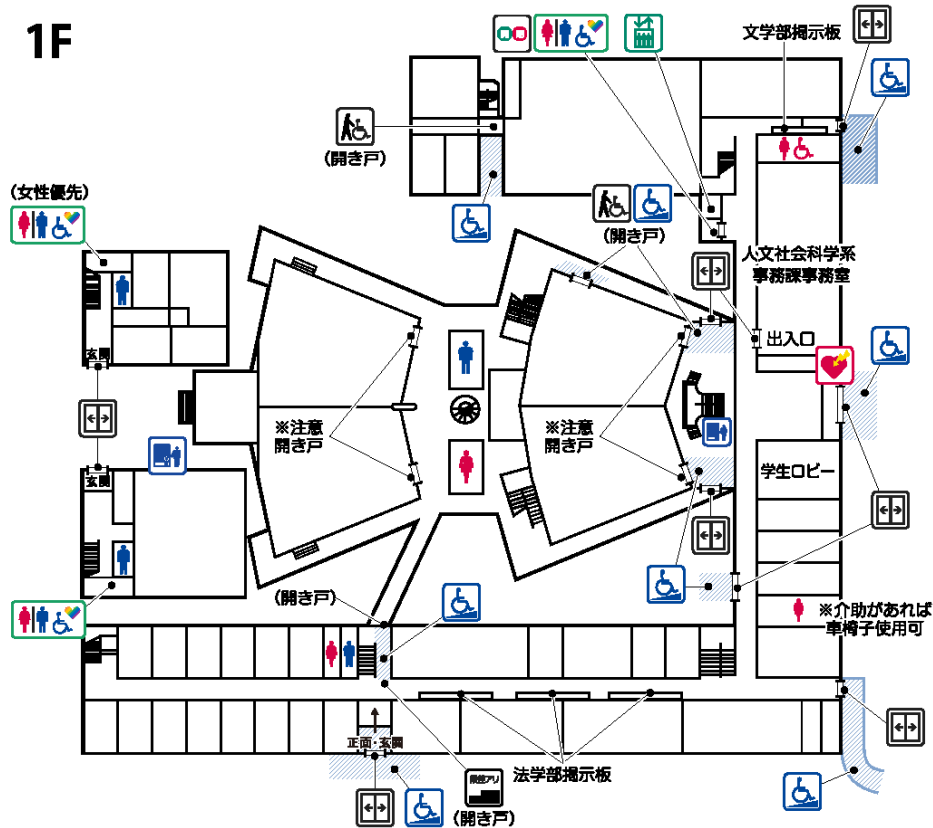
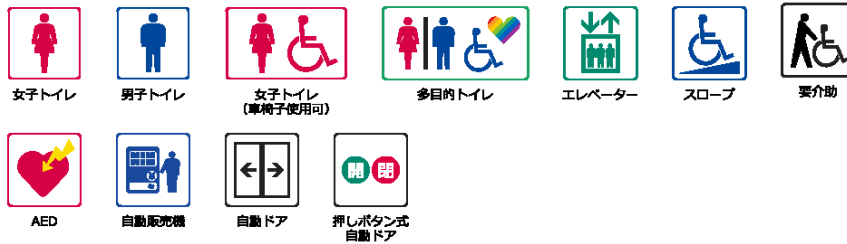
観点 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部の構成教員には教員研究室が措置され、学生研究室、講義室、演習室、実習室、学部図書室等の学生教育関係施設についても、教育担当部局で適切に整備し、有効に活用している。また、建物の耐震化も行い、建物入口へのスロープ設置や障がい者用トイレも整備しバリアフリー化に対応している。さらに警備員による巡視、定時での建物入り口の施錠・解錠を行い、建物内には防犯カメラも設置して安全・防犯対策を行っている。(資料 E4-1-2)

資料 E4-1-2



(出典：熊本大学学生支援室 HP)

(水準)  
期待される水準にある。

(判断理由)  
教員研究室や学生研究室等の施設・整備が適切に行われ、建物のバリアフリー化及び警備員による巡視や夜間施錠等も行われ、防犯対策も適切に行われている。

《法学系》

(観点に係る状況)

関係教育部局の資料の通りである (参照資料：法学部 E-1-4-1-1~2、社文研 Z-4-1-1~3、法曹養成研究科 E-1-4-1-1~2)。

法学系教員の研究室がある文法棟南棟では施設の老朽化が問題となっている。耐震化については文法棟本館については全学的な施設整備がなされているが、南棟については未着

手である。

学生が利用しうる建物入口にはすべてスロープが設置されており、文法棟にはエレベーターが設置されているが、法学系の研究教育施設が集中する箇所からは離れたところに設置されているため、身体障害者等が利用するには不便である。

防犯については、平成 29 年度に文法棟本館数カ所に防犯カメラを設置した（セキュリティ上の理由により設置箇所等詳細は非公開）。（中期計画番号 75）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

老朽化した施設が多く、エレベーターは設置されているものの法学系の研究、教育施設からは離れており不便であるが、施設の多くは有効に利用されている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。
--

#### 《文学系》

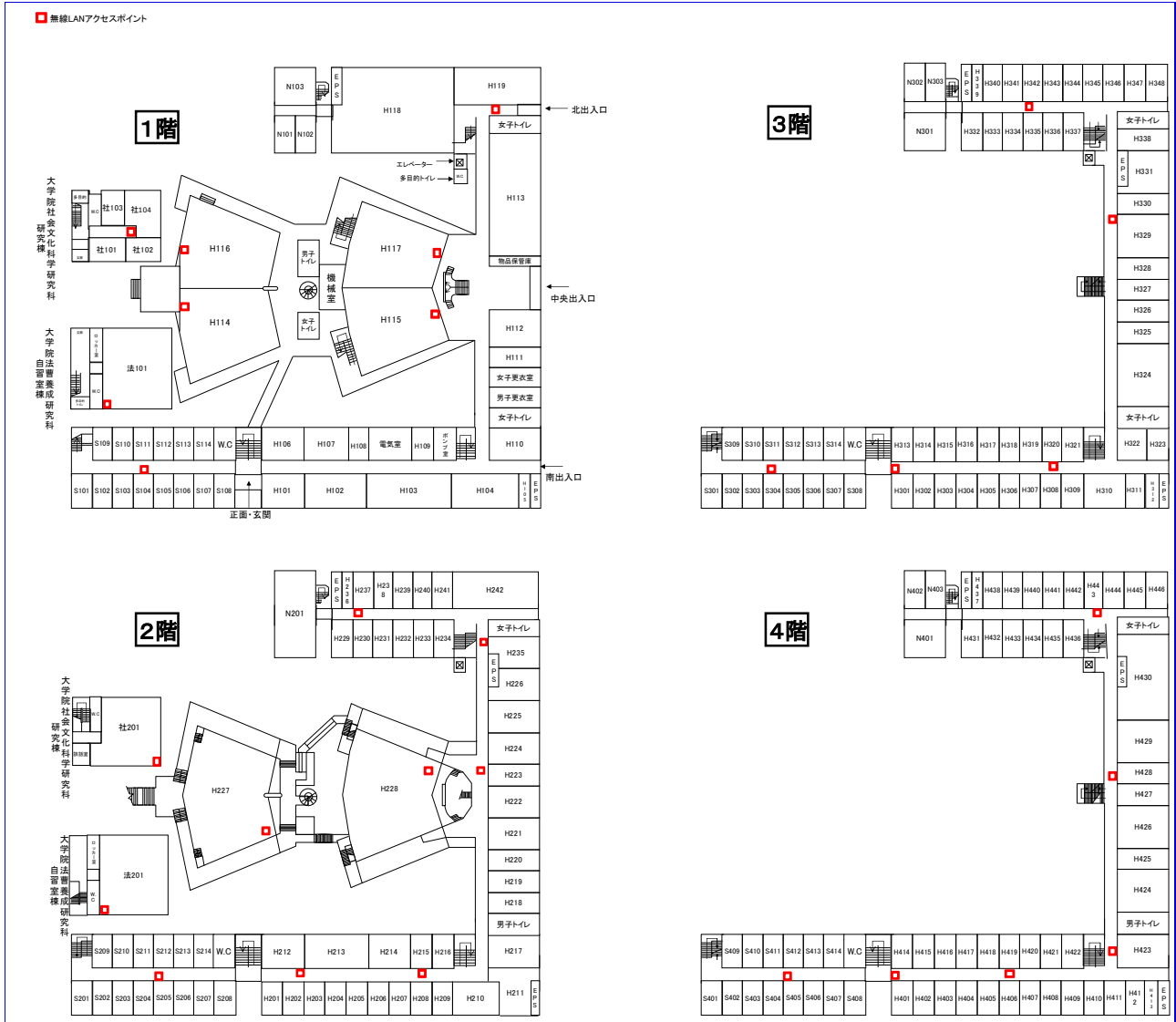
（観点に係る状況）

研究室や講義室等に有線 LAN が整備され、さらに施設内には、無線 LAN アクセスポイントが複数設置され、施設内での学内 LAN へのアクセス環境が整備されている。

また、学生及び教職員の学内利用者にはウィルス対策ソフト F-secure の提供やマニュアル等も熊本大学のホームページで公開され、セキュリティ対策も行っている。（資料 E4-2-1）



資料 E4-2-1：文・法学部棟における無線 LAN アクセスポイント設置状況



(出典：人文社会科学系事務課資料)

(水準)  
期待される水準にある。

(判断理由)  
有線 LAN 及び無線 LAN によるネットワーク環境及びセキュリティ等の ICT 環境が十分整備されている。

《法学系》

(観点に係る状況)

無線 LAN 増設を順次行っており、現在、文・法学部棟における無線 LAN のアクセスポイントは 24 カ所あり、研究室はもとよりゼミ室や学生ロビー等、建物内のあらゆる場所で利用が可能となるなど、ICT 環境の整備・充実に努めている。法曹養成研究科においては学生に個別 ID を与えてデータベース等の利用の便を図っている（参照資料：法学部 E-1-4-1-3、社文研 Z-4-2-1、法曹養成研究科 E-1-4-1-3～4）。（中期計画番号 77）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

無線 LAN 増設等の施策を適切に行っている。法曹養成研究科においては学生に個別 ID を与えてデータベース等の利用の便を図るなど、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

平成 23 年度に開設された文学部図書室は、合計 7 万冊に及ぶ図書が専門領域により系統的に配架され、利用されている。さらに熊本大学附属図書館の図書及び専門誌等の利用や、オンラインによる図書検索システムや E ジャーナルも利用されている。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

教育研究上必要な資料が、文学部図書館及び附属図書館に多数収集・配架され、さらに学内 LAN による図書検索や電子ジャーナルも利用可能で有効に活用されている。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

文法棟 1 階に法学部図書室が設置されており、専門図書・雑誌が備置されている。より詳しい学習・研究のためには、熊本大学附属図書館の利用が可能である(参照資料: 法学部資料 E-1-4-1-4~6、社文研 Z-4-3-1、法曹養成研究科 E-1-4-1-5)。(中期計画番号 14)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

法学部図書室・附属図書館の蔵書数、規模から見て、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部の構成教員が担当している教育関係の各部局で実施している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

教育関係の各部局において、学生研究室、自習室、学部図書室、リフレッシュルーム、自主ゼミ室等の十分なスペースが確保され、パソコン及び LAN 環境も整備されており、効果的に利用されている。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

関係各教育部局により措置されている(参照資料:法学部 E-1-4-1-7、社文研 Z-4-4-1~2、法曹養成研究科 E-1-4-1-5)。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

学生が自由に利用できる自習室、リフレッシュルーム、自主ゼミ室等が整備されており、講義外での学習、自主研究に非常に有効であることから、関係者から期待される水準にあると判断する。

## 4. 質の向上度の分析及び判定

### 《文学系》

(1) 分析項目 I 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由) 平成29年度に新たに設置され、新たな教授会の下に運営会議、文学系研究部会議を置き、機動的かつ適切な管理運営体制がなされ、事務組織との連携も適切に行われている。

(2) 分析項目 II 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

平成29年度に新たに設置されたため、評価等は、まだ実施していないが、本研究部設置前に構成員が所属していた文学部及び大学院社会文化科学研究科では、自己点検及び評価を定期的に行い、熊本大学のホームページ上に公開しており、本研究部においても今後定期的に行い、自己評価を熊本大学のホームページ上に公開する予定である。

(3) 分析項目 III 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本研究部の設置経緯及び目的についての情報を熊本大学ホームページに掲載するとともに、本研究部の構成員が担当している教育についての情報は、教育関係部局のホームページに掲載され構成員だけでなく、学外にも広く公表している。

(4) 分析項目 IV 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

施設・設備を教育関係部局と連携して、耐震化、バリアフリー化、ICT環境の充実等の整備を行い、教育研究環境の充実及び施設設備を有効活用している。

《法学系》

(1) 分析項目 I 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

平成 29 年度に設置されたため、質の向上度を判断できる時間的経過が十分でないが、前回評価以来、関係各教育部局による十分な取り組みが行われて研究部所掌の事項について質を維持している。

(2) 分析項目 II 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

関係各教育部局において全学的に実施される法人評価において自己点検・評価を行っており、継続的に改善するための体制が整備され機能しており、研究部所掌の事項についても、質を維持していると判断する。

(3) 分析項目 III 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

教育研究情報の公表については、熊本大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校法施行規則第 172 条に規定する各項目をもれなく網羅している。さらに関係各教育部局の状況については、各部局のウェブサイトにおいて適切に公表している。以上のことから、質を維持していると判断する。

(4) 分析項目 IV 教育研究組織泳ぎ教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

施設・設備の状況については、建物整備(耐震化・バリアフリー化等)、ICT 環境、図書室、自主学習環境ともに整備・充実を図っている。特にバリアフリー化については第 1 期(平成 21 年度)の建物改修により、十分な整備が行われている。また、ICT 環境についても、第 1 期に比して学内無線 LAN の増設等によるネットワーク環境の整備が図られている。以上のことから、質を維持していると判断する。

Ⅶ 男女共同参画の領域に関する自己評価書

## 1. 男女共同参画の目的と特徴

### 《文学系》

「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年制定)は、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と述べている。大学院人文社会科学研究所(文学系)の目指す男女共同参画の目的も、この基本法に述べられている概念に則った組織の形成である。すなわち、人文社会科学研究所(文学系)における教育活動及び研究活動ほか、すべてにおける男女均等化、性差による有利性・不利性のない環境の形成を目的とする。

#### [想定する関係者とその期待]

想定する関係者としては、教職員、地域社会の人々・自治体があり、教職員からは、研究所(文学系)における研究活動ほか、すべてにおける男女均等化、性差による有利性・不利性のない環境の促進が期待され、地域社会の人々・自治体からは、国際化・グローバル化と合わせて、地域における男女共同参画モデルの先端となることが期待されている。

### 《法学系》

本学では、男女共同参画社会の実現のために大学が担うべき役割と責任を果たすべく、「熊本大学男女共同参画推進基本計画」(平成 19 年 3 月 26 日)を策定している(以下、「計画」という)。前記計画は、本学における男女共同参画推進の目標、方針、推進体制等について基本的事項を定めたものであり、大学及び各部局は、これに基づき、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくことが期待されている。

本研究部(法学系)は、社会科学を研究する大学院として、全学的にも社会的にも男女共同参画社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。そこで、本研究部では、前記計画に掲げられた方針に基づき、関係教育部局が各自で定めた方針に基づいて、計画の達成に努めている。(推進計画及び具体的な取組み事項は、関係教育部局(法学部、社文研、法曹養成研究科)の記載部分を参照。)

#### [想定する関係者とその期待]

想定される関係者は本研究部の教職員であり、各教育部局の具体的な取組みの早期達成が期待される。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

研究所(文学系)の男女共同参画は、以下の点において優れている。

- ・ 研究所(文学系)所属の女性教員は、日本学術会議での要職任務、地域でのイベント活動など、専門を生かした地域社会貢献を行っている。
- ・ 研究所(文学系)の女性教員比率の目標値は設定されていないが、15.2%に達しており、15%を目標値としている文学部(教育部)の15.7%とほぼ同比率を示し、今後さらに比率を高める必要はあるものの、現時点では適正な比率を示していると考えられる。

#### 【改善を要する点】

特に改善を要する点は認められない。

《法学系》

【優れた点】

男女の機会均等の実現

- ・専任教員に占める女性教員の比率が全体の30%を超えている。
- ・教員採用の場において、男女共同参画の理念が実現されている。

就労・就学と家庭生活との両立支援

- ・職務の分掌、会議の開催日程等において、「ワーク・ライフ・バランス」を保障するよう配慮がなされている。

政策・方針決定への女性の参画の拡大

【改善を要する点】

特に改善を要する点は認められない。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、男女共同参画に向けた活動が適切に行われ、成果を挙げていること。

観点 1-1 目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

《文学系》

(観点到に係る状況)

平成 29 年度に設置されたばかりの組織であるため、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針、及びそれを公表する媒体は現在整備中である。

(水準)

特記事項なし。

(判断理由)

特記事項なし。

《法学系》

同上

観点 1-2 計画に基づいた活動が適切に実施されているか

(観点到に係る状況)

研究部(文学系)の「計画」そのものが現在整備中につき、女性教員比率の目標値は設定されていないが、それは H30 年度現在 15.2%に達しており、15%を目標値としている文学部(教育部)の 15.7%とほぼ同比率を示しており、今後さらに比率を高める必要はあるものの、現時点では適正な比率を示していると考えられる。研究部(文学系)の6分野及び全体の女性教員比率は資料 E-1-1-2-1 の通り。

資料 E-1-1-2-1：研究部(文学系)の女性教員比率

分野	男性教員数	女性教員数	女性教員比率
哲学	8	1	11.1%
歴史学	9	2	18.2%
文学	15	4	21.1%

言語・情報学	12	1	7.7%
心理学	2	1	33.3%
社会・人類学	10	1	9.1%
計	56	10	15.2%

(出展：人文社会系事務課資料を基に作成)

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

研究部（文学系）の女性教員比率は平成30年度現在15.2%に達しており、15%を目標値としている文学部（教育部）の15.7%とほぼ同比率を示し、現時点では適正な比率を示していると考えられる。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

### 《法学系》

(観点に係る状況)

男女の機会均等の実現

研究部は発足して間もないため独自の指針等を制定するには至っていないが、熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針（参照資料：法学部 Z-1-1-1-1）など従来から存在する関係各教育部局の取り組みが有効に機能している。

法学部、法曹養成研究科では、すでに部局独自の試みとして公募要領に男女共同参画視点からの記述を設けたが、その後全学レベルでも同様の措置が採用され、今日にいたっている（参照資料：法学部 Z-1-1-1-2）。

下の表の通り、本研究部（法学系）では、専任教員に占める女性教員の比率が全体の30%以上を占めるに至っており、大学全体の目標を達成している。全学との比較、近接部局との比較においても高い数値を示している（参照資料：法学部 Z-1-1-1-3、法曹養成研究科 Z-1-1-1-1～2）。（中期計画番号54）

資料 Z-1-1-1-1 専任教員数に占める女性教員の割合  
教員構成の推移（法学系研究部教員）

	教授		准教授		講師		助手		計		女性教員比率	
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男		女
平成26年4月1日現在	22	4	14	11	1	2	0	1	55	37	18	32.7%
平成27年4月1日現在	21	4	14	11	1	3	0	1	55	36	19	34.5%
平成28年4月1日現在	20	6	13	9	1	3	0	1	53	34	19	35.8%
平成29年4月1日現在	21	6	13	10	2	3	0	1	56	36	20	35.7%

(出典：人文社会科学系事務課資料)

就労と家庭生活との両立支援

本研究部（法学系）では、子育てに従事する男性教員及び女性教員について、職務の分掌、会議の開催日時等に配慮している。明文の申し合わせ事項はないが、了解事項と考えられている。



#### 政策・方針決定への女性の参画の拡大

平成 28 年 4 月に女性教員 2 名を教授に昇進させた。本研究部では参加資格を教授に限らない委員会等が多いため、部局全体の会議のほとんどについて女性委員が参加している。関係教育部局における各委員会の委員長を女性が務めているものも多い（参照資料：法曹養成研究科 Z-1-1-1-2）。

（水準）期待される水準を上回る。

（判断理由）

全学的な取組みの成果として、子育て、介護、各種相談体制など教職員・学生への支援体制が充実した。このことは全学的取組みへの参加と協力を掲げる本研究部の方針と合致する。

研究部（法学系）レベルでは、全体の女性教員比率は 3 割を超え、クリティカル・マスの水準に達しており、その割合は高い水準を維持している（資料 Z-1-1-1-1）。

平成 27 年度に女子の准教授を 2 名教授に昇任させており、管理職の比率も上昇している（参照資料：法学部 Z-1-1-1-4）。

これらのことから、男女共同参画推進の方針にもとづいた活動が適切に行われ、成果の状況も極めて良好であり、関係者の期待を上回ると判断される。

観点 1 - 3 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して、活動の成果があがっているか。
---

#### 《文学系》

（観点に係る状況）

研究部（文学系）女性教員の研究活動の成果として、日本学術会議で要職を担い、また専門領域を生かした地域でのイベントや活動が地域への貢献活動として成果を上げている。

（水準）

期待される水準にある。

（判断理由）

女性教員の研究活動の成果として、日本学術会議で要職を担い、また専門領域を生かした地域でのイベントや活動が地域への貢献活動として成果を上げている。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

（観点に係る状況）

男女共同参画推進の方針にもとづいた活動が適切に行われ、成果の状況も極めて良好であり、関係者の期待を上回ると判断される。

（水準）期待される水準を上回る。

（判断理由） 観点 1 - 2 《法学系》参照

観点 1-4 改善のための取り組みがなされているか。
----------------------------

≪文学系≫

(観点に係る状況)

特に改善を要する点は認められない。

女性教員比率に関しては、今後もその比率向上に向けて努力する。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

特に改善を要する点は認められない。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

≪法学系≫

同上

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

≪文学系≫

分析項目 I 目的に照らして、男女共同参画に向けた活動が適切に行われ、成果を挙げていること。

人文社会科学部(文学系)は、平成29年度に設置されたばかりであり、向上度の分析及び判定は今期の組織評価ではできないため、次期の第4期組織評価にて行うこととする。

≪法学系≫

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由)

関係各教育部局の方針に基づいて、第2期中期目標期間を通じて、男女共同参画推進にかかる全学的取組みに参加・協力する姿勢を維持してきた。研究部レベルでは、全体の女性教員比率は3割を超え、その割合は高い水準を維持している(資料Z-1-1-1-1)。

当初から関係各教育部局では、教授会および各委員会への准教授、講師の参加を認めていたため、政策決定過程での多様な視点の確保ができていたが、平成28年度の2名の女性教員の教授への昇進により、女性管理職の割合も大きく改善した。

以上の点から、男女共同参画推進に向けた活動に関して、「大きく改善、向上し、高い質を維持している」と判断する。